

資料 4

法務省と市町村の システム連携に ついて

在留カード及び特別永住者証明書の仕様について

平成22年6月30日

法 務 省

平成21年7月15日、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（平成21年法律第79号）が公布されました。同法は、新たな在留管理制度の導入や特別永住者の制度の見直し等を内容とするものであり、これらの制度は、公布の日（平成21年7月15日）から3年以内の政令で定める日から施行することとされています。

法務省入国管理局では、現在、これらの新たな制度に円滑に移行できるよう準備を進めており、施行後に、中長期間在留する外国人の方に交付されることとなる在留カードや、特別永住者の方に交付されることとなる特別永住者証明書の仕様についても検討を行っています。

つきましては、在留カード、特別永住者証明書の仕様について、今後の検討の参考とするため、広く国民の皆様から御意見を募集いたします（意見募集の趣旨については、「在留カード及び特別永住者証明書の仕様について」の1を御覧ください。）。

意見公募要領

1 意見公募期間

平成22年6月30日（水）～平成22年7月29日（木）（必着）

2 意見の提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください（様式は自由）。電話による御意見は受け付けておりませんので御了承ください。

○ 郵送の場合

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

法務省入国管理局参事官室 あて

※ 封筒に赤字で「パブリックコメント（在留カード・特別永住者証明書）について」と記載してください。

○ 電子メールの場合（テキスト形式をお願いします。）

電子メールアドレス：nyukan74@moj.go.jp

※ 添付ファイルやURLへの直接リンクによる御意見は受理しかねますので、必ず本文にテキスト形式で記載してください。

※ 件名を「パブリックコメント（在留カード・特別永住者証明書）について」

としてください。

○ ファクシミリの場合

ファクシミリ番号 03(3592)7835

法務省入国管理局参事官室 あて

※ 冒頭に件名として「パブリックコメント（在留カード・特別永住者証明書）について」と記載してください。また、誤送信が生じないよう御留意ください。

3 意見の提出上の注意

提出していただく御意見は日本語に限ります。また、個人の場合は、氏名・住所等の連絡先を、法人の場合は、法人名・所在地を記載してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。）。

お寄せいただいた御意見について個別の回答はいたしかねます。

また、御意見の概要は原則公表させていただき、その際、氏名（法人名）についても併せて公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。

なお、御意見の概要の公表に際して匿名を希望される方は、その旨を書き添えてください。

在留カード及び特別永住者証明書の仕様について

1 意見募集の趣旨

(1) 平成21年7月15日、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」(平成21年法律第79号)が公布されました。同法により出入国管理及び難民認定法、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法が改正され、新たな在留管理制度の導入や特別永住者の制度の見直しが行われることとなります(新たな在留管理制度の概要や同制度の対象者、特別永住者の制度の見直しの概要等については、当省HP (<http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact/newimmiact.html>)で案内しています。)

新たな在留管理制度の導入後は、我が国に適法に中長期間在留する外国人(以下「中長期在留者」といいます。)の方には、現在の外国人登録証明書に替わるものとして在留カードが、特別永住者の方には特別永住者の地位を証明するものとして特別永住者証明書が、それぞれ交付されます。

(2) 在留カードは、中長期在留者の方が空港などで上陸許可を受けた際に交付されます。上陸後に在留期間の更新許可や在留資格の変更許可等在留に係る許可を受けた際には、在留カードが新たに交付されます。上陸後の手続においては、この交付自体が許可の行為となりますので、現在のように旅券への証印は行いません。

また、この在留カードには、中長期在留者の方の氏名、生年月日、性別等の基本的な身分事項、在留資格や資格外活動許可の有無、就労の可否なども記載されるので、在留カードを提示することによって、中長期在留者の方は、自らが適法な在留資格をもって我が国に在留する者であることや、就労活動の可否等を容易に証明できることとなります。

(3) 新たな在留管理制度の導入等は、上記法律の公布の日(平成21年7月15日)から3年以内の政令で定める日から施行されることとされており、法務省入国管理局では、現在、これらの新たな制度への円滑な移行に向けて準備を進めています。

在留カードや特別永住者証明書の仕様(カード上の記載項目の配列やその大きさ等)についても検討を進めており、これらの仕様については、平成23年中に法務省令を制定して定めることとなりますが、在留カードは、適法に在留する中長期在留者であることを証明するものであり、特別永住者証明書は特別

永住者であることを証明するものであって、中長期在留者の方、特別永住者の方が我が国で生活する際に、様々な場面で広く使用することが想定されることから、それらの仕様の決定に際し、今後の検討の参考とするため、広く皆様から御意見を募集するものです。

2 在留カード及び特別永住者証明書の仕様について

(1) 在留カード及び特別永住者証明書の記載事項

現在検討している在留カード及び特別永住者証明書のイメージは、別添のとおりで、大きさは現行の外国人登録証明書（甲）又は運転免許証と同程度（おおむね縦5.4cm、横8.6cm前後）とすることを予定しています。外国人登録証明書においては、登録する事項のほとんどが記載されるのに対して、在留カード等には、必要最小限の情報のみを記載することとしています。具体的な記載事項等は以下のとおりです。

ア 記載事項等

(ア) 在留カード

改正後の出入国管理及び難民認定法第19条の4の規定に基づき、在留カードに記載又は表示することとされているものは以下のとおりです。

- ① 氏名、生年月日、性別及び国籍又は入管法第2条第5号ロに定める地域（以下「国籍・地域」という。）
- ② 住居地
- ③ 在留資格、在留期間及び在留期間の満了日
- ④ 許可の種類及び許可年月日
- ⑤ 在留カードの番号、交付年月日及び有効期間の満了日
- ⑥ 就労制限の有無
- ⑦ 資格外活動の許可を受けているときはその旨
- ⑧ 写真

以上のほか、在留カードに表示することを予定しているものは以下のとおりです。

- ⑨ 法務大臣の職名及び官印
- ⑩ 在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請があったときはその旨
- ⑪ 資格外活動許可の概要

(イ) 特別永住者証明書

改正後の日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第8条の規定に基づき、特別永住者証明書に記載又

は表示することとされているものは以下のとおりです。

- ① 氏名，生年月日，性別及び国籍・地域
- ② 住居地
- ③ 特別永住者証明書の番号，交付年月日及び有効期間の満了日
- ④ 写真

以上のほか，特別永住者証明書に表示することを予定しているものは以下のとおりです。

- ⑤ 法務大臣の職名及び官印

イ 記載方法及び内容

以下（ア）を除き，記載は日本語（漢字，カタカナ，ひらがな）により行います。

（ア）氏名の表記

- ① アルファベットで記載

旅券などの疎明資料に従い，原則としてアルファベットで記載します。なお，文字数が多い場合には，上段に続けて下段にも記載します。

- ② 漢字併記

アルファベットによる氏名の表記を原則としつつ，漢字（正字）の併記を可能とすることを予定しています（資料1参照）。

- ※1 簡体字等（中国簡体字，台湾繁体字等であって日本の正字でないもの）については，正字に変換して在留カード等の券面に記載することを予定しています。
- 2 簡体字等から正字に変換する手続に時間がかかり，空港等の審査待ち時間に影響を及ぼす可能性があるため，当面の間，空港等での在留カード発行時においては，アルファベット表記のみとすることを予定しています。
- 3 在留カード等に記載された事項に変更を生じたときは，その変更を生じた日から14日以内に変更の届出を行う義務が生じますが，漢字により氏名を併記した方については，漢字部分の変更のみの場合にもこの義務が生じることとなります。
- 4 通称名は記載しないことを予定しています。

（イ）年月日の表記

西暦で記載することを予定しています。

（ウ）就労制限の有無欄の表記（※在留カードのみ）

在留資格に応じて，在留資格に基づく就労活動が可能である旨，就労不可である旨又は就労制限がない旨記載することを予定しています。

(エ) 資格外活動許可欄（裏面）（※在留カードのみ）

資格外活動の許可を受けている場合は、旅券にその旨の証印シールが貼付されるか、資格外活動許可書が手交されますが、在留カードにおいても資格外活動許可を受けている旨を表示します。留学生がアルバイトをするような場合には、在留カードの資格外活動許可欄に「許可：原則週28時間以内 風俗営業等への従事を除く」と記載することを予定しています。

(オ) 在留期間更新等許可申請欄（裏面）（※在留カードのみ）

在留期間更新許可申請等を行っている場合は、在留期間更新等許可申請欄に申請中である旨を記載することを予定しています。

ウ 英字併記

日本語に不慣れな方についても在留カードに記載されている事項が承知できるようにするなどの観点から、以下の事項について英語を併記することを予定しています（在留カードのスペースや見易さの観点から、全ての事項について英字併記するものではありません。）。特別永住者証明書についても同様に記載欄の名称部分等に英字併記することを予定しています。

(ア) 記載欄の名称の部分

- ① 身分事項関連（氏名，生年月日，性別，国籍・地域，住居地）
- ② 在留許可の内容関連（在留資格，在留期間，在留期間満了日）
- ③ カード情報関連（日本国政府，カードの種類，カード番号，カードの有効期限）

(イ) 記載内容の部分

- ① 身分事項関連（生年月日（Y M D（※）の記載），性別（M又はFの記載））
- ② 在留許可の内容関連（在留資格，在留期間・在留期間満了日のY M Dの記載）

※ カードの見易さの観点から，year month dayと記載せず，Y M Dと記載するものです。

(2) 偽変造防止対策

ア 券面の偽変造防止対策

在留カード及び特別永住者証明書の券面には、現行の外国人登録証明書

(甲)と同程度の水準の偽変造防止対策(※)を施すことができないか検討しています。

※ 例えば、ホログラム、UVインク、パールインクの採用等が考えられます。なお、現行の外国人登録証明書(甲)については、下記を御参照ください。

(参考)外国人登録証明書の偽変造防止対策について

(http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan_nyukan38.html)

イ ICチップ (資料2参照)

高度なセキュリティ機能を有するICチップを内蔵することにより、偽変造カードの作成が極めて困難となります。

下記ウのとおり、電子署名を利用できるのもICチップの大きな利点です。

(ア) 規格

JIS X 6322 B型(ISO/IEC 14443 Type B。非接触・近接型)とすることを予定しています。

なお、公的機関が発行するICカードである「住民基本台帳カード」及び「ICカード化運転免許証」においても本規格(Type B)が採用されています。

(イ) IC部に記録する事項

(1) ア(ア)①～⑪及び(イ)①～⑤に記載した事項の全部又は一部をIC部に記録することとなります(ただし、法務大臣の職名及び官印については、職名等に代えて、下記ウのとおり電子署名を施すことを予定しています)。

カードの券面に記載されていない個人情報がIC部に記録されることはありません。

(ウ) 不正読み取り(スキミング)防止対策

非接触インターフェイスの無線区間での不正読み取り(スキミング)を防止するため、IC旅券に採用されている暗号手順(BAC(Basic Access Control))と同程度の暗号手順を導入することを予定しています。

(参考) BAC(Basic Access Control)

IC旅券で国際標準として採用されている不正読み取り(スキミング)を防止するための対策。券面情報をキーとして伝送データを暗号化することにより、同情報にアクセスできない第三者による不正読み取り(スキミング)を防止する。

ウ 電子署名

ＩＣチップの偽造・改ざんを防止するため、在留カード及び特別永住者証明書の発行時に法務大臣による電子署名を施すこととしています。

電子署名は、公開鍵暗号方式によるデジタル署名により行い、用いる暗号については「各府省の情報システム調達における暗号の利用方針」（平成１５年２月２８日。行政情報システム関係課長連絡会議了承）に基づき、電子政府推奨暗号リストに掲載された暗号を利用することを予定しています。

（参考）電子署名とは（総務省ホームページ）

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/ninshou-law/pdf/law_2.pdf

各府省の情報システム調達における暗号の利用方針

http://www.cryptrec.go.jp/images/cryptrec_02.pdf

エ 民間企業等による偽変造等確認

近年、金融機関や携帯電話事業者等が諸取引を行う際、身分証明書などによる本人確認が義務付けられるなど、社会の様々な場面における本人確認の重要性が増してきており、在留カード及び特別永住者証明書についても、写真付きの身分証明書として種々の本人確認の場面で利用されることが想定されます。

そこで、これら本人確認を確実に行うことができるようにするため、民間企業等において、下記のとおりカードの偽変造等確認を行うことができるようにすることを予定しています。これら確認が確実に行われることにより、不正な取引等が防止され、金融機関等の当事者や善良な外国人の方々の保護につながることを期待されます。

（ア）ＩＣチップの仕様（資料３参照）

在留カード及び特別永住者証明書について、ＩＣチップの読み出しに係る仕様を公開することを予定しています。

（イ）Ｗｅｂページを通じたカードの失効情報の確認（資料４参照）

法務省のＷｅｂページを通じて、在留カード及び特別永住者証明書について、失効している（又は発行記録のない）場合には、その旨の情報を提供することを予定しています。

具体的には、Ｗｅｂページでカード番号を入力すると、同カードの有効性に関する情報のみが表示されるようにする仕組みを予定しています（個人情報保護の観点から、カードが「有効」であるか「失効」であるかのみ

を表示することとし、他の個人情報（身分事項及び在留資格に関する情報）は一切入力・表示させないことを予定しています。併せて、カード番号を総当りで検索するなどの不当な情報入手に対応するため、在留カード等の番号のみならず、その他の個人情報に関わりの薄い情報の入力を求める（例：在留カード等の番号に加え、交付年月日の入力を求める。）ことを予定しています。

在留カードのイメージ図

(表面)

日本国政府 GOVERNMENT OF JAPAN	在留カード RESIDENCE CARD	番号 No.
氏名 NAME		
生年月日 DATE OF BIRTH	年 月 日 Y M D	性別 SEX
		国籍・地域 NATIONALITY/REGION
住居地 ADDRESS		
在留資格 STATUS		
	就労制限の有無	
在留期間（満了日） PERIOD OF STAY (DATE OF EXPIRATION)	年 月 (年 月 日) Y M Y M D	(顔写真)
許可の種類		
許可年月日	交付年月日	
このカードは 年 月 日まで有効 です。 PERIOD OF VALIDITY OF THIS CARD		法務大臣 職印

(裏面)

住居地記載欄		
届出年月日	住居地	記載者印
資格外活動許可欄	在留期間更新等許可申請欄	

特別永住者証明書のイメージ図

(表面)

日本国政府		特別永住者証明書		番号	
GOVERNMENT OF JAPAN		SPECIAL PERMANENT RESIDENT CERTIFICATE		No.	
氏名 NAME				(顔写真)	
生年月日 DATE OF BIRTH	年 Y	月 M	日 D		性別 SEX
国籍・地域 NATIONALITY/REGION					
住居地 ADDRESS					
この証明書は		年 月 日まで有効		です。	
		PERIOD OF VALIDITY OF THIS CARD			
				法務大臣 職印	

(裏面)

住居地記載欄		
届出年月日	住居地	記載者印
交付年月日		年 月 日

在留カード等の氏名の漢字の取扱いについて(案)

在留カード等の氏名表記に関する一般原則

在留カード等(特別永住者証明書を含む。以下同じ。)の氏名については、**原則としてアルファベットで表記**することとしている。

(参考)平成21年6月30日参議院総務委員会

○磯崎陽輔委員

在留カードと同じように取り扱うということでもありますけれども、今言ったように漢字表記ということもあり得るのではないかと、あった方がいいのではないかと私は思うんですが、法務省の方はいかがお考えですか。

○高宅茂政府参考人(法務省大臣官房審議官(当時))

これら漢字圏の方々の氏名をどのように記録するか、あるいは在留カードにどのように記載していくかにつきましては、今申し上げましたアルファベットの記載が原則であるとは考えておりますが、委員御指摘の点も踏まえつつ、総務省と協力して検討したいと考えております。

漢字圏の外国人の氏名表記に関する市区町村等の意見

漢字圏の外国人の氏名表記に関しては、上記国会審議のほか、市区町村や外国人有識者から**漢字表記への一定の配慮を求める意見**が出てきている。

(参考)入管法等改正法説明会における市区町村の意見等(例)

○平成21年4月8日 静岡県浜松市での説明会

今まで外国人登録に際し、漢字で氏名表記をしていた者が、今後、英字表記となることで支障が生じるのではないかと。

○平成21年5月26日 東京都港区での説明会

在留カードはローマ字のみを使用すると聞いており、様々な問題が生じるのではないかと。

(参考)外国人台帳制度に関する懇談会(平成20年6月16日)における外国人有識者の意見

○段躍中氏(日中交流研究所所長・日本僑報社編集長)

少なくとも中国人は漢字の氏名が望ましい。漢字表記にアルファベットを併記できれば理想。

○李朱洙氏(龍谷大学経営学部教授)

最近の韓国人に限って言えば、漢字名を持っていない人もおり、原則アルファベットでもよいのではないかと。

中国人については、旅券どおりにアルファベットと中国人の漢字を書かないと違和感があるし、その方が正確ではないかと。

在留カード等の氏名の漢字表記に関する基本方針

- 1 アルファベットの氏名表記を原則としつつ、新制度における市区町村との連携を考慮し、併せて、漢字氏名を入管DBで扱うこととし、在留カード等に記載（原則としてアルファベットとの併記）できることとする。
- 2 在留カード等に漢字表記（原則としてアルファベットとの併記とし、正字で記載する。）された場合、アルファベットと同様に入管法上の氏名として扱う。したがって、表記された漢字氏名に変更が生じた場合も変更届出の義務が生じる。
- 3 市区町村や地方入管局の窓口等で1及び2の外国人への周知徹底を図っていく。

在留カード(例)
ZHANG YULIAN
張玉蓮



英字
漢字(正字) } 併記

各論1 漢字圏の外国人の氏名の在留カード等への記載方法 ①

ケース1: 旅券を有しないなどアルファベット氏名の取得が困難な者等(本邦出生者等)

○ 漢字氏名のみを表記

- ・ 有効な旅券を所持しない者については、本国大使館で旅券の発給申請をして貰うよう指導するのが大原則。
- ・ 他方、特別永住者・永住者であって本邦で出生した者や、あるいは朝鮮籍の者など、種々の理由により有効な旅券を提示しない(又は出来ない)者が公的機関の発行した疎明資料(漢字氏名が表記されている資料)を提示する等した場合は、漢字のみで在留カード等に表記することとなる。

ケース2: 特別永住者(旅券あり)

○ アルファベット氏名と漢字氏名を併記

- ・ 有効な旅券を所持する以上、特別永住者であっても、旅券に記載されたとおりのアルファベット表記は必要。
- ・ ケース2については、アルファベット表記を維持した上で、漢字を併記できることとする。

各論1 漢字圏の外国人の氏名の在留カード等への記載方法 ②

ケース3: 旅券を有する中国人及び台湾人(特別永住者を除く。)

○ アルファベット氏名と漢字氏名を併記

- ・ ケース2と同様, 有効な旅券を所持するのであれば, 旅券に記載されたとおりのアルファベット表記は必要。
- ・ ケース3についても, ケース2と同様, アルファベット表記を維持した上で, 漢字を併記できることとする。
- ・ ただし, 空港等での在留カード発行において漢字氏名を扱うことについては, 当面見送りとする。

(各論3を参照)

ケース4: 旅券を有する韓国人(特別永住者を除く。)

○ 原則として, アルファベット氏名のみを表記

- ・ 中国旅券又は台湾旅券と異なり, 韓国旅券には氏名の漢字表記がないことから, 漢字表記のためには, 旅券とは別途, 漢字氏名を疎明する公的資料の持参を求めることとなり, 旅券を有する中国人及び台湾人と比べ, 過度の負担を生じさせることとなる。

○ 韓国人が, 在留カードの交付を伴う申請等において公的機関の発行した疎明資料を提示し, 漢字表記を希望した場合には, アルファベット氏名と漢字氏名を併記

- ・ 特別永住者の家族の一部がニューカマーの韓国人である場合等, 漢字併記を希望するケースが想定される。

各論2 簡体字等の取扱いについて

基本方針

- ・ 在留カード等の券面には、簡体字等(中国簡体字, 台湾繁体字等であって日本の正字でないものをいう。)を扱わないこととする。
- ・ 簡体字等をOCR等により取得して入管DBに取り込むと同時に、正字へ変換して在留カード等の券面に記載する。

背景

○ 市区町村における簡体字等の利用等に関するアンケート調査(H21.10)

市区町村の国民健康保険, 国民年金等の各システムにおいて, 漢字氏名をどのように扱っているかについてアンケート調査を行ったところ, 外国人登録者数が多い市区町村を中心に, 新制度では正字を扱う方向としてほしい旨の要望が最も多数を占めた。

→ 市区町村の業務(住民票, 国民健康保険, 国民年金等の各種システム)で今後利用が見込まれる氏名表記との連携を図る必要がある。

※ 外国人登録事務協議会全国連合会においても同様の要望があるものと承知

各論3 空港等で在留カードを発行する場合の課題

課題

○ 次の論点が空港等の審査待ち時間等に影響を及ぼす可能性

- ・ 簡体字等の取得及び正字への変換について、技術的観点から、空港等における即時発行に耐え得る程度の精度が確保できるかどうか
- ・ 仮に、簡体字等に対応する正字がなく類字候補を呼び出して処理することとなった場合、外国人の希望を聴くなどのプロセスが必要となるのではないか
- ・ 観光立国推進基本計画(平成19年6月29日閣議決定)
第3 観光立国の実現に際し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
3 国際観光の振興
(一)外国人観光旅客の来訪の促進
④ 外国人観光旅客の出入国に関する措置の改善 等
(出入国手続の迅速化・円滑化)
観光立国の推進に資するため、全空港での最長審査待ち時間を20分以下にすることを目標に出入国手続の迅速化・円滑化を図る。

当面の方針

- ・ 制度施行と同時に空港等で即時的に漢字情報を処理するプロセスを導入するのは見送り、空港等においては、当面はアルファベット表記のみで在留カードを発行する。
- ・ 地方入国管理局(空港等を除く。)で在留カード等を発行する際の漢字情報を処理するプロセスを先行して導入した上で、①簡体字等取得や正字への変換の精度、②仮に類字処理とした場合、同処理の対象となる外国人が実際どの程度いるか、などを十分検証の上、空港等での導入の可否を改めて決定する。

(参考)外国人が快適に観光できる環境の整備に関する政策評価 ＜評価の結果及び勧告＞

政策評価について

調査実施機関及び実施時期

総務省行政評価局

平成19年8月から平成21年3月まで

調査対象機関

総務省, 法務省, 外務省, 農林水産省, 経済産業省, 国土交通省

評価の対象

「観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成」及び「国際観光の振興」を目的とした施策を中心に関係6省が取り組んでいる「外国人が快適に観光できる環境の整備」に関する政策を対象

政策評価結果について

(法務省関連)

施策の目標等

外国人の入国審査について, 入国審査官の機動的配置等の実施により, 全空港での最長審査待ち時間を20分以下

評価結果

最長審査待ち時間は, 平成20年8月以降, 外国人旅行者数の減少等により短縮傾向にあるものの, 20年において目標(20分以下)を達成した月の割合は, 中部空港25%, 成田空港17%, 羽田空港0%, 関西空港0%

勧告要旨

- 入国審査官の配置等について更に検証し, 一層機動的に運用
- 出入国記録カードの適切な記載について, 航空会社に対し一層の協力依頼

(参考)簡体字等の取扱いについて

簡体字等から正字への変換(基本イメージ)

(例) 张 玉莲 $\xrightarrow[\text{张} \rightarrow \text{張} \quad \text{莲} \rightarrow \text{蓮}]{\text{正字へ変換}}$ 張 玉蓮

簡体字等から正字への変換(正字が複数ある場合)

(例) 李 艺 $\xrightarrow[\text{艺} \rightarrow \text{芸} \quad \text{藝}]{\text{正字へ変換}}$ 李 芸
李 藝

中国の文字

(※)「芸」「藝」どちらも正字である。

・正字が複数ある場合における変換の原則(常用漢字を優先するなど)を設ける。

・一方で、住民票が先行して作成されている際には同記載に依るなどの柔軟な対応を行う。

簡体字等から正字への変換(正字が存在しない場合)

(例) 李 兵 $\xrightarrow[\text{兵} \rightarrow \text{兵} \quad \text{丘}]{\text{類字候補を呼び出す}}$ 李 兵
李 丘

中国、台湾の文字
(対応する正字なし)

(※)「兵」「丘」は「兵」に対応する正字ではない。

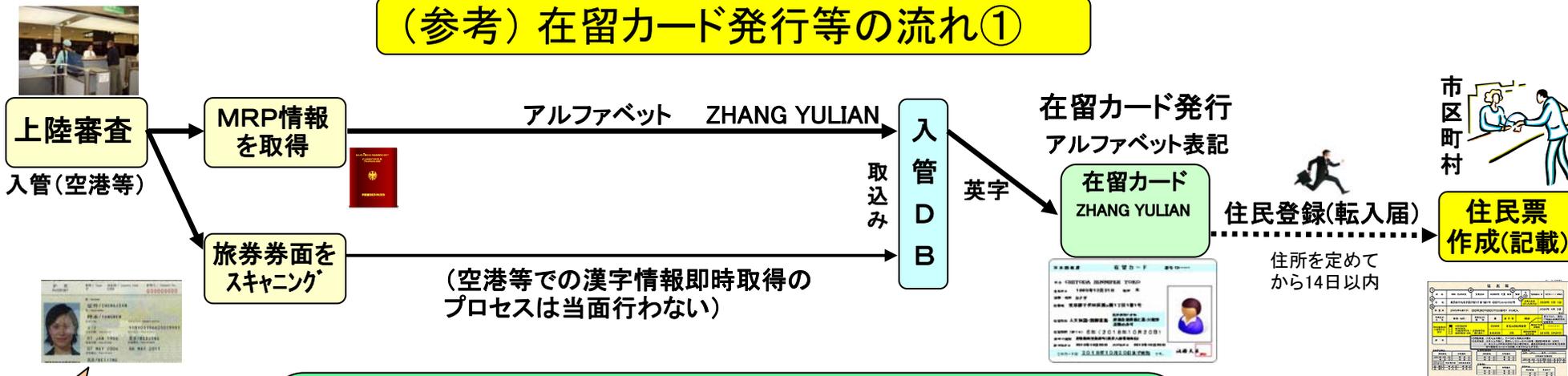
・正字が存在しない場合には、類字候補から外国人の希望をも踏まえ決定する取扱を検討(注)

・住民票が先行して作成されている際には同記載に依るなどの柔軟な対応を行う。

(注)類字処理の実施の可否及び方法については、今後、総務省・市区町村の意見等を踏まえることとしている。

(参考) 在留カード発行等の流れ①

(当座許可後の流れ①)



券面表記(例)
姓: 张 ZHANG
名: 玉莲 YULIAN

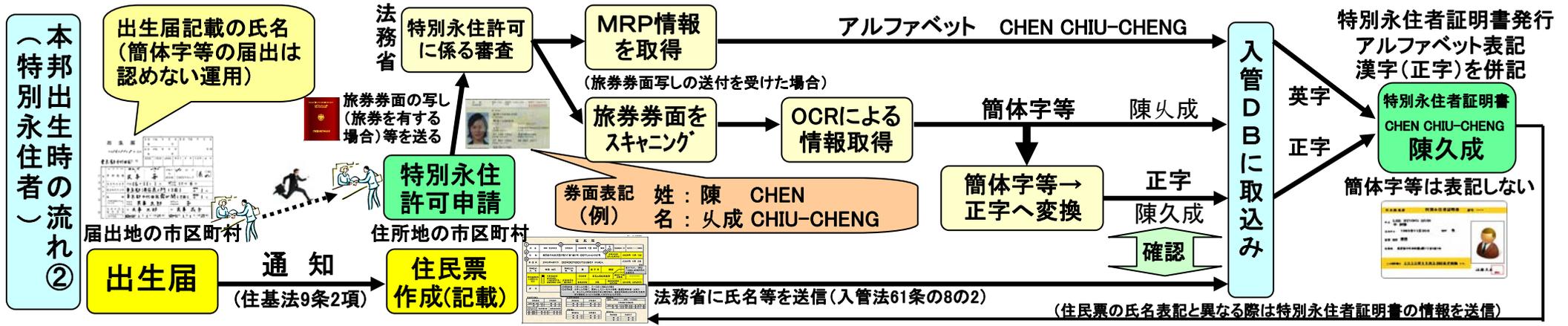
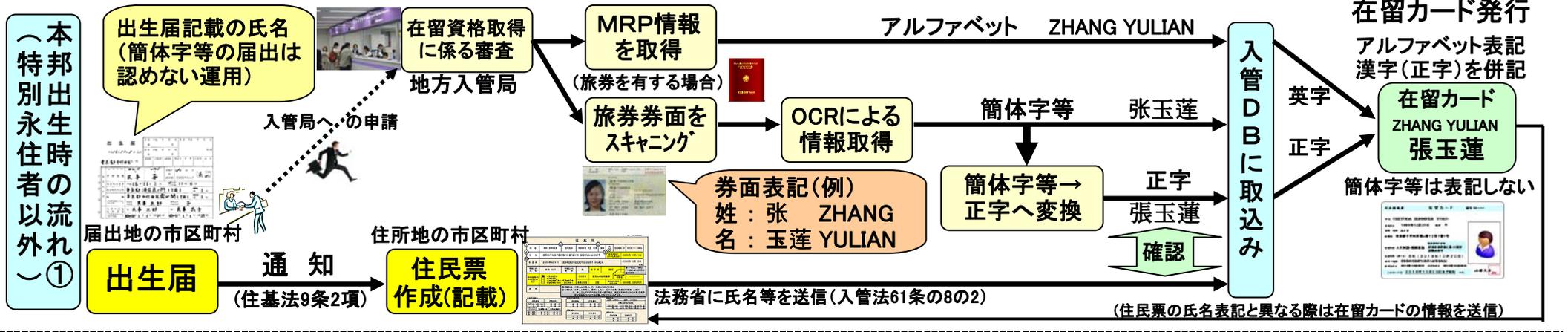
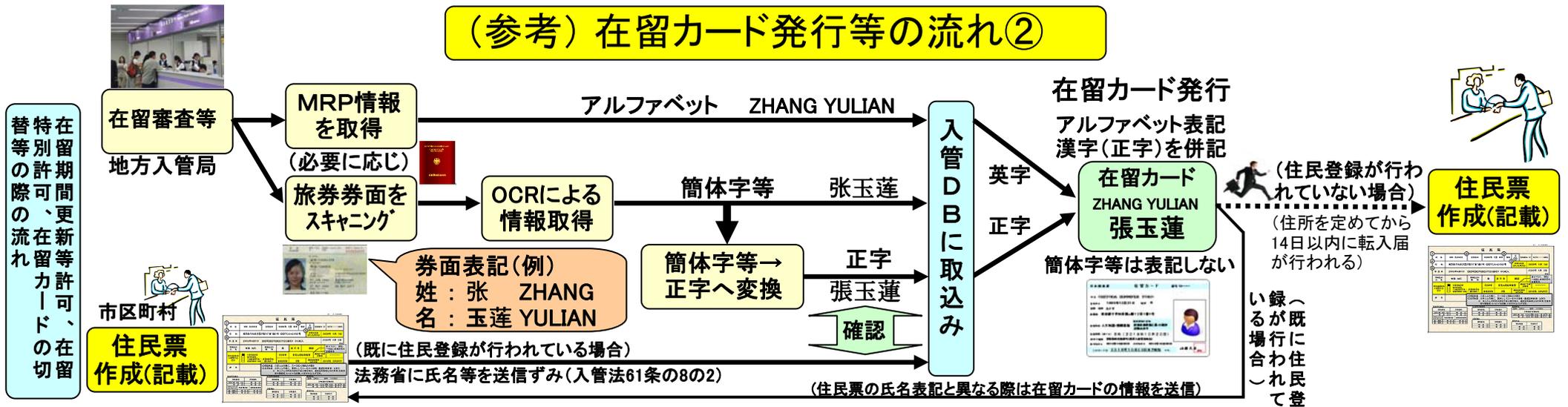
○課題
上陸審査において、在留審査等と同様の漢字情報即時取得のプロセス(次葉参照)を導入するのが理想であるが、空港等での漢字情報即時取得のプロセスを導入するためには、上陸審査待ち時間への影響を十分に検証する必要があることから、制度施行と同時の空港等における当該プロセスの導入は見送ることとした上で、当面「運用①」による運用とし、制度施行後の在留審査等における当該プロセスの運用を検証した上で空港等での導入を決定していきたい。

(当座許可後の流れ②)

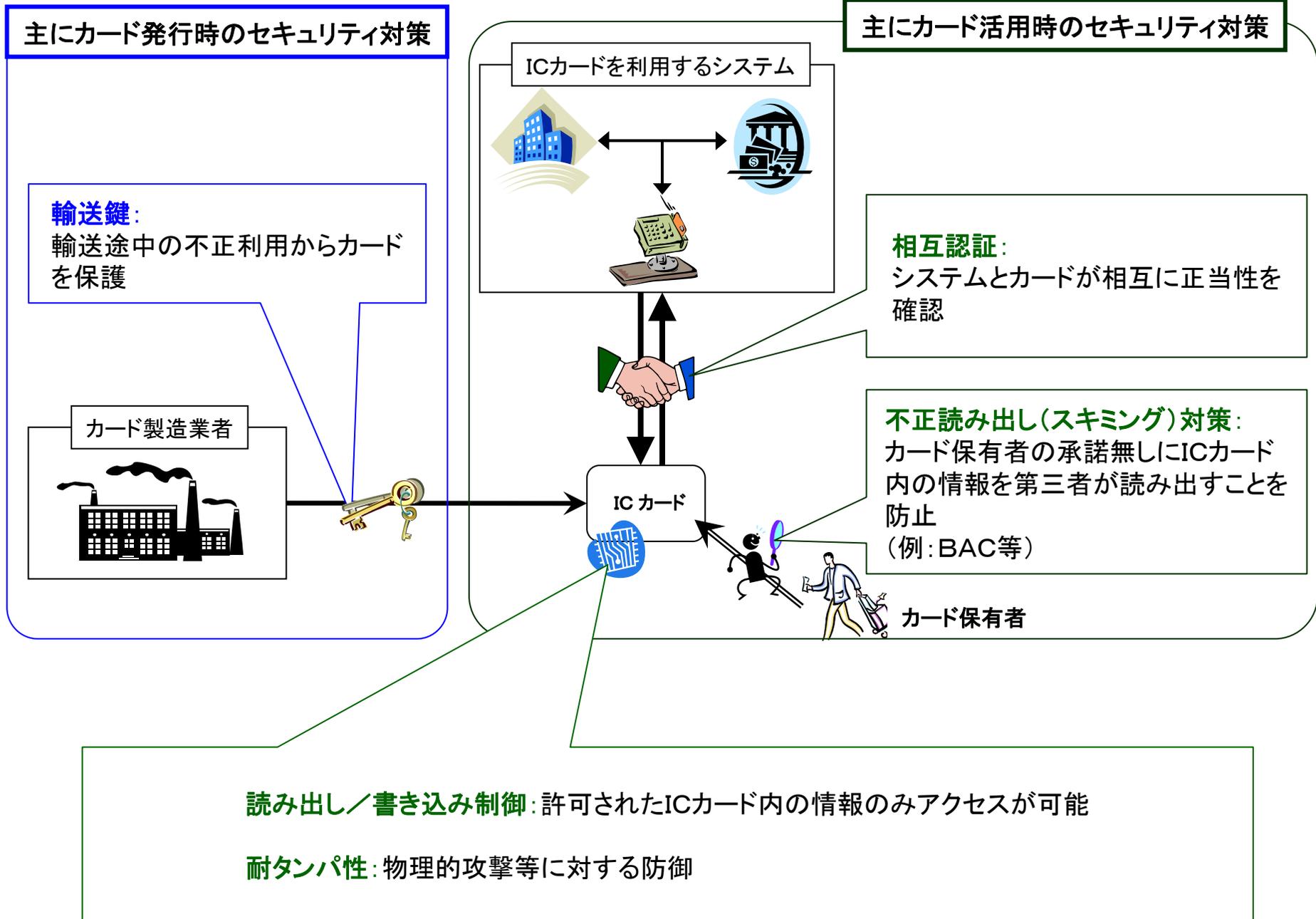


券面表記(例)
姓: 张 ZHANG
名: 玉莲 YULIAN

(参考) 在留カード発行等の流れ②



参考:ICカードのセキュリティ対策



民間企業等によるカードのICチップ情報の確認（イメージ）



① 在留カード・特別永住者証明書を身分証明書として提示

② カードのICチップ情報を読み出す

- ・ 犯罪収益移転防止法等において金融機関及び携帯電話事業者が読み出しを行う際、身分証明書などによる本人確認が義務付けられるなど、社会の様々な場面における本人確認の重要性が増している。

⇒ICチップ情報を確認することで、確実に本人確認を行うことができる。

ICチップ情報の読み出しに係る仕様の公開

- ・ 民間企業等がカードのICチップ情報を確認することができるようにするため、法務省がICチップの読み出しに係る仕様を公開する。
- ・ 同仕様を基に民間で開発したアプリケーションを利用して、ICチップ情報を確認することが期待される。

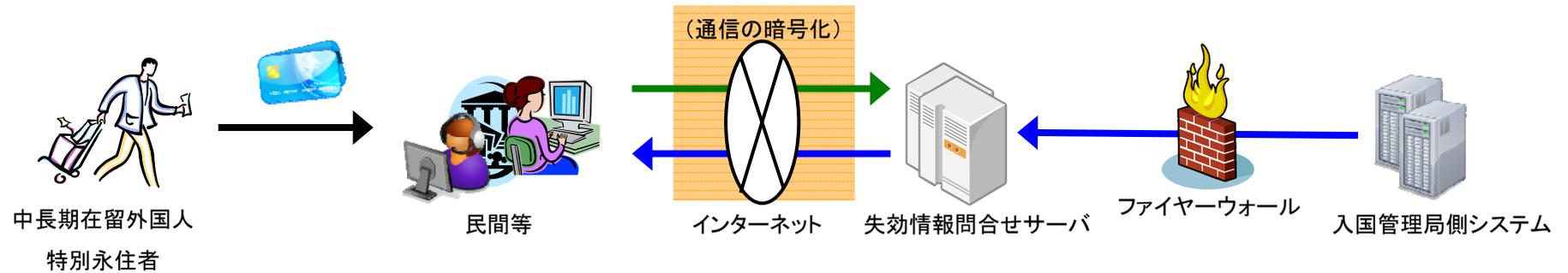
⇒在留カード・特別永住者証明書の普及が進めば、同仕様に基づく民間のICカードリーダーも普及していくものと考えられる。

カード失効情報のWebページを利用した確認について

カード失効情報の提供の必要性

- 在留カード・特別永住者証明書のICチップを読み取れない環境においても、盗難・紛失された在留カード等の有効性確認が行える環境を提供することで、盗難・紛失カードの悪用を防止することができる。
⇒民間企業等の当事者や善良な外国人の保護
- マネーロンダリング防止などのテロ対策・国際組織犯罪対策のため、犯罪収益移転防止法等において金融機関及び携帯電話事業者等は身分証明書などを確認して本人確認を行うことが義務付けられるなど、社会における本人確認の場面は増加している。
⇒マネーロンダリング防止などのテロ対策等
⇒確実な本人確認の要請
- 失効及び発行記録の無い在留カード等に関する情報を提供することで、丸ごと偽造された在留カード等を判別することができる。
⇒一定の偽変造文書対策

カード失効情報提供のイメージ



①外国人が在留カード・特別永住者証明書を身分証明書として提示

②民間企業等がWebページを通じて入管HPでカードの有効性について照会

③照会に対して、入管システムから定期的(日次更新を想定)に更新される情報に基づき回答を行う。

カード失効情報をWebページで提供する際の課題と対策

- 提供する情報については、個人情報保護に配慮した対応が求められる。

対策:失効情報として提供する情報は、身分事項及び在留資格に関する情報は提供せず、在留カード等の番号の有効性のみを提供することとする。

(例:カードの番号をWebページで入力を行い、同番号が「有効」又は「失効」のみ表示される。)

- カードの番号を総当りで検索するなどの不正な情報入手への対応が求められる。

対策:カードの番号だけではなく、その他の個人情報に関わりの薄い情報の入力を求める。

(例:有効性の問合せの画面で、カードの番号に加え交付年月日の入力を求める。)

参考情報: 諸外国におけるWebページを利用した失効情報の提供について

・韓国

概要: 韓国政府ホームページ(Hi! KOREA)上の「e-APPLICATION」メニューに在韓外国人に対する在留許可の有効性を確認できる機能を提供している。本邦でいう在留資格申請の許可及び在留資格認定証明等の許可番号及び許可日の入力を行い、当該許可の有効性に関する情報がホームページ上に表示される仕組みである。

・アメリカ合衆国

概要: 外国人の雇用主向けに「E-Verify」というシステムを構築し、在米外国人に対する在留許可(特に就労の可否)の有効性を確認できる機能を提供している。外国人を雇用している法人が事前に登録を行った後、法人の人事担当者等がホームページ上で、外国人が所持する在留許可書類(I-9)の許可番号及び身分事項等の入力を行い、有効な許可書所持者の顔写真及び許可書の有効性についての情報が表示される仕組みである。

・オーストラリア

概要: アメリカ合衆国と同様に外国人の雇用主向けに「Visa Entitlement Verification Online (VEVO) for Organisations」というシステムをホームページ上で構築し、在豪外国人に対する在留許可の有効性を確認できる機能を提供している。アメリカ合衆国の場合と同じく、外国人を雇用している法人が事前に登録を行った後、法人の人事担当者等がホームページ上で外国人の身分事項及び旅券番号の入力を行い、許可の有効性に関する情報が表示される仕組みである。オーストラリアについては、システムによる回答のほか、FAXによる照会受けも行っている。

「在留カード及び特別永住者証明書の仕様について（意見募集）」参照条文

目次

○ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）（抄）	1
○ 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）（抄）	7
※ 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）第二条、第三条による改正後の条文（いずれも改正部分は現在未施行。改正部分は <u>ゴシック</u> で表示）	

○出入国管理及び難民認定法（抄）

（中長期在留者）

- 第十九条の三 法務大臣は、本邦に在留資格をもつて在留する外国人のうち、次に掲げる者以外の者（以下「中長期在留者」という。）に対し、在留カードを交付するものとする。
- 一 三月以下の在留期間が決定された者
 - 二 短期滞在の在留資格が決定された者
 - 三 外交又は公用の在留資格が決定された者
 - 四 前三号に準ずる者として法務省令で定めるもの

（在留カードの記載事項等）

第十九条の四 在留カードの記載事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 氏名、生年月日、性別及び国籍の属する国又は第二条第五号ロに規定する地域
 - 二 住居地（本邦における主たる住居の所在地をいう。以下同じ。）
 - 三 在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日
 - 四 許可の種類及び年月日
 - 五 在留カードの番号、交付年月日及び有効期間の満了の日
 - 六 就労制限の有無
 - 七 第十九条第二項の規定による許可を受けているときは、その旨
- 2 前項第五号の在留カードの番号は、法務省令で定めるところにより、在留カードの交付（再交付を含む。）ごとに

異なる番号を定めるものとする。

3 在留カードには、法務省令で定めるところにより、中長期在留者の写真を表示するものとする。この場合において、法務大臣は、第六条第三項の規定その他法務省令で定める法令の規定により当該中長期在留者から提供された写真を利用することができる。

4 前三項に規定するもののほか、在留カードの様式、在留カードに表示すべきもその他在留カードについて必要な事項は、法務省令で定める。

5 法務大臣は、法務省令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事項及び前二項の規定により表示されるものについて、その全部又は一部を、在留カードに電磁的方式により記録することができる。

(在留カードの有効期間)

第十九条の五 在留カードの有効期間は、その交付を受ける中長期在留者に係る次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日が経過するまでの期間とする。

一 永住者（次号に掲げる者を除く。） 在留カードの交付の日から起算して七年を経過する日

二 永住者であつて、在留カードの交付の日に十六歳に満たない者（第十九条の十一第三項において準用する第十九条の十第二項の規定により在留カードの交付を受ける者を除く。第四号において同じ。） 十六歳の誕生日（当該外国人の誕生日が二月二十九日であるときは、当該外国人のうるう年以外の年における誕生日は二月二十八日であるものとみなす。以下同じ。）

三 永住者以外の者（次号に掲げる者を除く。） 在留期間の満了の日

四 永住者以外の者であつて、在留カードの交付の日に十六歳に満たない者 在留期間の満了の日又は十六歳の誕生日のいずれか早い日

2 前項第三号又は第四号の規定により、在留カードの有効期間が在留期間の満了の日が経過するまでの期間となる場合において、当該在留カードの交付を受けた中長期在留者が、第二十条第五項（第二十一条第四項において準用する場合を含む。以下この項、第二十四条第四号ロ及び第二十六条第四項において同じ。）の規定により、在留期間の満了後も引き続き本邦に在留することができることとなる場合にあつては、当該在留カードの有効期間は、第二十条第五項の規定により在留することができる期間の末日が経過するまでの期間とする。

（新規上陸に伴う在留カードの交付）

第十九条の六 法務大臣は、入国審査官に、前章第一節又は第二節の規定による上陸許可の証印又は許可（在留資格の決定を伴うものに限る。）を受けて中長期在留者となつた者に対し、法務省令で定めるところにより、在留カードを交付させるものとする。

（在留資格の変更）

第二十条 在留資格を有する外国人は、その者の有する在留資格（これに伴う在留期間を含む。以下第三項まで及び次条において同じ。）の変更（技能実習の在留資格（別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イ又はロに係るものに限る。）を有する者については、法務大臣が指定する本邦の公私の機関の変更を含み、特定活動の在留資格を有する者については、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動の変更を含む。）を受けすることができる。

2 前項の規定により在留資格の変更を受けようとする外国人は、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し在留資格の変更を申請しなければならない。ただし、永住者の在留資格への変更を希望する場合は、第二十二条第一項の定めるところによらなければならない。

3 前項の申請があつた場合には、法務大臣は、当該外国人が提出した文書により在留資格の変更を適当と認めるに足

りる相当の理由があるときに限り、これを許可することができる。ただし、短期滞在の在留資格をもつて在留する者の申請については、やむを得ない特別の事情に基づくものでなければ許可しないものとする。

4 法務大臣は、前項の規定による許可をする場合には、次の各号に掲げる区分に依じ、当該各号に定める措置をとるものとする。この場合において、その許可は、それぞれ当該各号に定める在留カード若しくは在留資格証明書の交付又は旅券若しくは在留資格証明書の記載のあつた時に、当該在留カード、在留資格証明書又は旅券に記載された内容をもつて効力を生ずる。

一 当該許可に係る外国人が引き続き中長期在留者に該当し、又は新たに中長期在留者に該当することとなるとき
入国審査官に、当該外国人に対し、在留カードを交付させること。

二 前号に掲げる場合以外の場合において、当該許可に係る外国人が旅券を所持しているとき
入国審査官に、当該旅券に新たな在留資格及び在留期間を記載させること。

三 第一号に掲げる場合以外の場合において、当該許可に係る外国人が旅券を所持していないとき
入国審査官に、当該外国人に対し新たな在留資格及び在留期間を記載した
在留資格証明書を交付させ、又は既に交付を受けている
在留資格証明書に新たな在留資格及び在留期間を記載させること。

5 第二項の規定による申請があつた場合（三十日以下の在留期間を決定されている者から申請があつた場合を除く。）において、その申請の時に当該外国人が有する在留資格に伴う在留期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、当該外国人は、その在留期間の満了後も、当該処分がされる日又は従前の在留期間の満了の日から二月を経過する日のいずれか早い日までの間は、引き続き当該在留資格をもつて本邦に在留することができる。

（在留期間の更新）

第二十一条 本邦に在留する外国人は、現に有する在留資格を変更することなく、在留期間の更新を受けることができ

る。

2 前項の規定により在留期間の更新を受けようとする外国人は、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し在留期間の更新を申請しなければならない。

3 前項の規定による申請があつた場合には、法務大臣は、当該外国人が提出した文書により在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、これを許可することができる。

4 第二十条第四項の規定は前項の規定による許可をする場合に、同条第五項の規定は第二項の規定による申請があつた場合に、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項第二号及び第三号中「新たな在留資格及び在留期間」とあるのは、「在留資格及び新たな在留期間」と読み替えるものとする。

(永住許可)

第二十二條 在留資格を変更しようとする外国人で永住者の在留資格への変更を希望するものは、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し永住許可を申請しなければならない。

2 前項の申請があつた場合には、法務大臣は、その者が次の各号に適合し、かつ、その者の永住が日本国の利益に合すると認めたとときに限り、これを許可することができる。ただし、その者が日本人、永住許可を受けている者又は特別永住者の配偶者又は子である場合においては、次の各号に適合することを要しない。

一 素行が善良であること。

二 独立の生計を営むに足りる資産又は技能を有すること。

3 法務大臣は、前項の許可をする場合には、入国審査官に、当該許可に係る外国人に対し在留カードを交付させるものとする。この場合において、その許可は、当該在留カードの交付のあつた時に、その効力を生ずる。

(在留資格の取得)

第二十二條の二 日本国籍を離脱した者又は出生その他の事由により前章に規定する上陸の経路を経ることなく本邦に在留することとなる外国人は、第二條の二第一項の規定にかかわらず、それぞれ日本国籍を離脱した日又は出生その他当該事由が生じた日から六十日を限り、引き続き在留資格を有することなく本邦に在留することができる。

2 前項に規定する外国人で同項の期間をこえて本邦に在留しようとするものは、日本国籍を離脱した日又は出生その他当該事由が生じた日から三十日以内に、法務省令で定めるところにより、法務大臣に対し在留資格の取得を申請しなければならない。

3 **第二十条第三項本文及び第四項の規定は、前項に規定する在留資格の取得の申請（永住者の在留資格の取得の申請を除く。）**の手続に準用する。この場合において、**同条第三項本文中**「在留資格の変更」とあるのは、「在留資格の取得」と読み替えるものとする。

4 前条の規定は、第二項に規定する在留資格の取得の申請中永住者の在留資格の取得の申請の経路に準用する。この場合において、**同条第一項中「変更しよう」とあるのは「取得しよう」と**、「在留資格への変更」とあるのは「在留資格の取得」と読み替えるものとする。

○ 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（抄）

（特別永住者証明書の交付）

第七条 法務大臣は、特別永住者に対し、特別永住者証明書を交付するものとする。

2 法務大臣は、第四条第一項の許可をしたときは、居住地の市町村の長を経由して、当該特別永住者に対し、特別永住者証明書を交付する。

3 法務大臣は、第五条第一項の許可をしたときは、入国審査官に、当該特別永住者に対し、特別永住者証明書を交付させる。

（特別永住者証明書の記載事項等）

第八条 特別永住者証明書の記載事項は、次に掲げる事項とする。ただし、その交付を受ける特別永住者に住居地（本邦における主たる住居の所在地をいう。以下同じ。）がないときは、第二号に掲げる事項を記載することを要しない。

一 氏名、生年月日、性別及び国籍の属する国又は入管法第二条第五号ロに規定する地域

二 住居地

三 特別永住者証明書の番号、交付年月日及び有効期間の満了の日

2 前項第三号の特別永住者証明書の番号は、法務省令で定めるところにより、特別永住者証明書の交付（再交付を含む。）ごとに異なる番号を定めるものとする。

3 特別永住者証明書には、法務省令で定めるところにより、特別永住者の写真を表示するものとする。この場合において、法務大臣は、法務省令で定める法令の規定により当該特別永住者から提供された写真を利用することができる。

4 前三項に規定するもののほか、特別永住者証明書の様式、特別永住者証明書に表示すべきものその他特別永住者証明書について必要な事項は、法務省令で定める。

5 法務大臣は、法務省令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事項及び前二項の規定により表示されるものについて、その全部又は一部を、特別永住者証明書に電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。）により記録することができる。

（特別永住者証明書の有効期間）

第九条 特別永住者証明書の有効期間は、その交付を受ける特別永住者に係る次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日が経過するまでの期間とする。

一 特別永住者証明書の交付の日に十六歳に満たない者（第十二条第三項において準用する第十一条第二項の規定により特別永住者証明書の交付を受ける者を除く。） 十六歳の誕生日（当該特別永住者の誕生日が二月二十九日であるときは、当該特別永住者のうるう年以外の年における誕生日は二月二十八日であるものとみなす。以下同じ。）

二 前号に掲げる者以外の者 第十一条第一項の規定による届出又は第十三条第一項若しくは第十四条第一項若しくは第三項の規定による申請に係る特別永住者証明書にあっては当該届出又は申請の日後の七回目の誕生日、第十二条第一項又は第二項の規定による申請に係る特別永住者証明書にあっては当該申請をした者がその時に所持していた特別永住者証明書の有効期間の満了の日後の七回目の誕生日

「在留カード及び特別永住者証明書の仕様について」に関する意見募集の結果について

平成22年8月31日
法 務 省

- 1 平成21年7月15日に公布された「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（平成21年法律第79号）において、新たな在留管理制度の導入や特別永住者の制度の見直し等が行われることとなりました。

法務省入国管理局では、これらの新たな制度に円滑に移行できるよう準備を進めているところ、新たな在留管理制度の対象となる外国人の方に交付されることとなる在留カードや、特別永住者の方に交付されることとなる特別永住者証明書の仕様について、仕様案を作成し、本年6月30日から7月29日までの間、公表し御意見を募集しました。

この意見募集に対して、7名（2機関、5個人）の方から御意見を提出いただきました。

御意見を提出いただいた方におかれましては、在留カード・特別永住者証明書の仕様の検討に御協力いただき、誠にありがとうございました。

- 2 提出いただいた御意見の要旨及び御意見に対する法務省の考え方は、別紙のとおりです。

新たな在留管理制度の導入や特別永住者の制度の見直しは、上記改正法の公布の日から3年以内の政令で定める日から行われるところ、在留カード・特別永住者証明書の仕様は、新たな在留管理制度・見直し後の特別永住者制度における諸手続等と併せて、同日までに法務省令で定められることとなります。

	御意見の要旨	法務省の考え方
在留カードの記載事項（一般）について		
1	<p>在留カードの記載事項について、カード印刷されるもの、裏面等に手書きで記載されるもの、ICチップに記載されるものは、それぞれどのようなものか。</p> <p>また、記載事項に変更がある毎に在留カードの再発行を要するとなると不経済ではないか。</p>	<p>住居地を変更した場合における新住居地のほか、在留期間更新許可申請等があったこと、及び資格外活動許可をしたことについては、在留カードの裏面に記載することを予定しています。一方、これら以外の記載事項については、在留カードの表面に印刷することを予定しています。また、ICチップに記録する事項は、在留カードの券面に表示される事項の全部又はその一部となります（意見募集の際の資料「在留カード及び特別永住者証明書の仕様について」（以下、引用する際は「仕様について」とします。）2（2）イ（イ））。</p> <p>また、氏名、生年月日、性別、国籍・地域に変更があった場合の届出の際は在留カードが新たに交付されますが、これらの事項はそもそも変更される頻度は低いものと考えられます。住居地を変更したときは、既に所持している在留カードに新住居地を記載しますので、新たな在留カードは交付されません。</p> <p>なお、在留カードは、これまでの証印（シール）に代わる許可証としての性格を有するものであり、在留期間更新許可等の際に新たな在留カードが交付されることとなります。</p>
2	<p>所属機関、在学機関の変更の届出、離婚、死別については、カード本体には記載しないと理解でよいか。</p>	<p>今回、お示しした案のとおり、現在のところ所属機関や離婚等に係る事項を在留カードに表示することは考えておりません。在留カードの表示事項については、個人情報保護の要請等にかんがみ必要最小限に絞られるべきことや、在留カードの提示により即時的に把握することが必要な情報等の観点から、検討していくことを予定しています。</p>
3	<p>在留カードの記載事項は、現行の外国人登録証明書の記載事項を踏まえ、再度、検討すべきであり、広く国民の意見を問う機会をも</p>	<p>在留カードには、入管法で規定されているもののほか、法務省令で定める事項を記載することとされています（入管法第19条の</p>

	<p>うけるべきである。</p>	<p>4)。在留カードの表示事項については、個人情報保護の要請等にかんがみ必要最小限に絞られるべきことや、在留カードの提示により即時的に把握することが必要な情報等の観点から、検討していくことを予定しています。</p> <p>なお、新たな在留管理制度の下で法務大臣が継続的に把握する情報は、公正な在留管理に必要なものに限られ、基本的に、住民行政サービスに必要な情報は、新たな在留管理制度の導入と同時期に「住民基本台帳法の一部を改正する法律」により整備されることとなる外国人に係る住民基本台帳制度において保有されることとなります。</p> <p>また、在留カード・特別永住者証明書の記載事項を含めた仕様自体については、行政手続法が規定するパブリックコメント手続の対象ではありませんが、今回、同手続に沿って意見を募集したものです。</p>
4	<p>在留カードの記載事項に変更があったとして届け出た場合、新たに在留カードを交付するのか、あるいは既に交付されているカードの裏面に追記するのか、また、カード内に変更事項は書き込まれないのか。</p>	<p>在留カードの記載事項に変更があった場合については、それが、住居地以外の記載事項の変更である場合は新たな在留カードが交付されますが（入管法第19条の10第2項）、住居地の変更の場合については新たな在留カードは交付されず、既に所持している在留カードに新住居地が記載されます（入管法第19条の9第2項が準用する第19条の7第2項）。この記載の方法については、在留カードの裏面に住居地の記載欄を設け、同欄に新住居地を追記する方法によることを考えています。</p>
<p>在留カードの記載事項（住居地）について</p>		
5	<p>上陸許可時に交付される在留カードには「住居地」の記載がなく、転入届出時に裏面に追記されるのか、また、住民票作成後に交付される在留カードは表面に「住居地」の記載があるとの認識でよいか。特別永住者証明書についてはどうか。</p> <p>金融機関の本人確認時において、上陸許可時に交付された在留カードで裏面に「住居地」の記載がない場合には本人確認書類として無効であることを確認したい。</p>	<p>上陸許可時に交付される在留カードには住居地の記載はありません。当該中長期在留者の方が、住居地を定めて市区町村に届け出た際に在留カードに住居地が記載されます（入管法第19条の7）。また、その記載の方法としては、在留カードの裏面に記載することを予定しています（「仕様について」添付イメージ図）。</p> <p>在留カードへの住居地の表記に関し、（現時点での仕様案を前提として）新規に上陸し</p>

		<p>た中長期在留者の方の場合を例とすると、住居地を定めた日から14日以内に住居地の届出をする必要があります(入管法第19条の7)、住居地を定めることにより当該市区町村において住民票が作成され、在留カードの裏面に住居地の記載がされるのが通常の流れとなります。一方、裏面に住居地の記載のある在留カードを毀損等した場合に再交付申請に基づき新たな在留カードの交付を受けたときや、既に住民票があり、日本国籍と外国籍の両方をお持ちの方が日本国籍を離脱して中長期在留者となって在留カードの交付を受ける等の場合には、在留カードの表面に住居地が記載されることとなります。</p> <p>また、在留カード・特別永住者証明書の本人確認書類としての有効性については、本人確認の義務を課している各法令の規定に従って判断されるべきものと考えます。</p> <p>なお、上陸許可時に在留カードを交付することができない場合には、当該中長期在留者の旅券に後日在留カードを交付する旨の記載がなされ、市区町村において、当該旅券を提示して住居地の届出をすることとなります。この場合、表面に住居地が記載された在留カードを後日交付する予定です。</p>
6	<p>在留カード(裏面)の住居地記載欄を増やすべきである。</p>	<p>住居地記載欄(追記欄)については、住居地に係る届出の運用に支障を来さないよう、追記欄の行数や追記欄の余白がなくなった場合の対応について検討を進めています。</p>
<p>在留カードの記載事項(「申請中」の記載)について</p>		
7	<p>在留カードに在留期間更新の申請中である旨を記載することに関し、申請取次ぎによる申請の場合、申請取次ぎ者が、申請人の旅券と在留カードの両方を預かることは、一時的ではあるが、申請人は身分を証明する書類を持たなくなり、その地位を不安定にさせるほか、取次ぎ者が管理する貴重品が増えて事務が煩雑になる。申請取次ぎによる申請時は旅券のみを持参する取扱いにすべきではないか。</p>	<p>在留カードの記載事項に関し、在留期間更新許可申請等を行った場合に在留カードに申請中である旨の記載をすることについて、本人が出頭して在留関係の申請を行う場合と、申請取次ぎによる申請の場合とで、提出資料を区別することは想定しておりませんが、御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、受理の手続は、現行どおり申請当日に終えることを想定しています。</p>

8	<p>在留カード（案）の裏面に「申請中」の旨の記載をすとしてしているが、この記載をする法的根拠は何か。</p>	<p>在留カードに表示する事項は、入管法第19条の4第1項で定めているもののほか、同条第4項において、法務省令で定める事項についても表示できるとされており、仮に、今回の案のように申請中の表示をする場合は、同項に基づき、法務省令において申請中の表示をする旨を定めることとなります。</p>
9	<p>「申請中」との記載は、申請での「受理」をも意味するのか。</p>	<p>今回の在留カードの仕様案は、申請を受理した際に、申請中である旨を在留カードに記載することを想定したものです。</p>
10	<p>改正入管法附則第13条による在留カードの申請を行った場合、現行の外国人登録証明書の裏面に「申請中」と記載するとの理解でよいか。</p>	<p>改正入管法附則第13条の規定は、外国人登録をしており、同法の施行の際において中長期在留者として在留する予定の方が、同法の施行日の6月前から施行日の前日までの間、事前に在留カードの交付の申請をすることができることを規定したものであり、この申請があったことについて、外国人登録証明書に表示をしないことを含め検討を進めています。</p> <p>なお、在留カードに表示することを予定しているのは、在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請があった旨です。</p>
<p>在留カード・特別永住者証明書の記載事項（通称名）について</p>		
11	<p>通称名を在留カード・特別永住者証明書に記載すべきである。</p>	<p>新たな在留管理制度・特別永住者制度の下で法務大臣が継続的に把握する情報は、公正な在留管理に必要なものに限られますが、通称名は在留管理に必要な情報ではないことや、基本的に、住民行政サービスに必要な情報は、新たな在留管理制度の導入と同時期に「住民基本台帳法の一部を改正する法律」により整備されることとなる外国人に係る住民基本台帳制度において保有されることとなること等を考慮し、法務省において通称名の管理（在留カード等への記載を含む。）をしないことを予定しているものです。</p> <p>なお、当省は住民票又は住民基本台帳カードを所管するものではありませんが、通称名については、新制度における住民票の備考欄で扱われることになるものと承知しています。</p>

在留カード・特別永住者証明書の偽変造対策について

12	<p>行政書士も、在留カードの偽造変造等の確認を可能とするよう要請する。</p>	<p>在留カード・特別永住者証明書に内蔵するＩＣチップについて、その読み出しに係る仕様を公開することを予定しています。また、在留カード・特別永住者証明書の失効情報についてWebページでどなたでも確認できるようにすることを検討しています（「仕様について」２（２）エ）。</p>
13	<p>Webページでの失効情報の確認について、他の省庁が他の証明書で同様の行為を行えるようになった場合、発行所管単位でWebページを確認すること等が必要になることから、所管省庁をまたいだシステム構築の可能性も念頭に入れて本件を進めていただきたい。</p>	<p>今後、他の公的機関が発行する身分証明書について、将来的に本件と同様の機能が提供された場合には、御指摘にある利用者の利便性の観点について、検討の際の参考にさせていただきます。</p>

その他の御意見等

14	<p>在留期間更新許可等の際の在留カードの交付に当たっては、旧カードからの写真の再利用、発行手数料の抑制等の申請者の負担軽減の配慮を行っていただきたい。</p>	<p>在留カードは、その交付を受けた外国人の方が、在留資格をもって我が国に適法に中長期間在留する者であることを法務大臣が証明するものであり、かつ、写真付きの身分証明書として種々の本人確認の場面で利用されることが想定される（「仕様について」２（２）エ）ことから、同カード上には発行時における最新の写真を表示する必要があると考えています。なお、御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
15	<p>在留カード・特別永住者証明書の見本や記載事項について、記載サンプルを掲載した上で解説を作成しHPやリーフレットに掲載していただきたい。</p>	<p>新たな在留管理制度に円滑に移行できるよう広報活動を行っていく予定であり、頂いた御意見についても今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
16	<p>新たな在留管理制度の導入時に、現行の申請取次制度は引き継がれるのか。 また、新たな在留管理制度導入後の申請・届出の窓口は現行の外国人登録制度における市区町村ではなく地方入国管理局となり申請・届出の窓口数が激減するので、申請取次制度が縮小ないし廃止されると、利便性の低下</p>	<p>今回のパブリックコメントは、在留カード・特別永住者証明書の仕様について意見を募集するものです。 なお、改正入管法上の申請・届出の方法や代理・申請取次ぎの範囲については、現行の運用を踏まえて、今後、検討していくこととなります。</p>

	を招くのではないか。	
17	現行法令で申請取次ぎを認められている行政書士等は、改正入管法施行後は各種手続の取次ぎが認められないとの理解でよいか、	
18	新たな在留管理制度の導入後は、新たな取次制度の構築を要望する。現行の取次制度を移行させるとともに、本人出頭日の予約申出などが行えるようにすべきである。	
19	現行制度での申請取次者を、新たな在留管理制度の導入後においても配置することは入管行政の円滑な実施に資するものであり、また、新たな在留管理制度への移行時期の混乱を未然に防止でき、新法の周知徹底に寄与できうる。	<p>今回のパブリックコメントは、在留カード・特別永住者証明書の仕様について意見を募集するものです。</p> <p>なお、改正入管法上の申請・届出の方法や代理・申請取次ぎの範囲については、現行の運用を踏まえて、今後、検討していくこととなります。また、新たな在留管理制度に円滑に移行できるよう、広報活動を行っていく予定です。</p>
20	新たな在留管理制度導入後の申請取次制度では、「届出済証明書」の交付を廃止すべきである。	<p>今回のパブリックコメントは、在留カード・特別永住者証明書の仕様について意見を募集するものです。</p> <p>頂いた御意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
21	電子届出システムが導入された場合でも、（在留カードの書換えのためには）入国管理局に出頭する必要があるのとの理解でよいか。電子届出システムは、単に出頭日時を予約するシステムに類似すると理解でよいか。	<p>今回のパブリックコメントは、在留カード・特別永住者証明書の仕様について意見を募集するものです。</p> <p>なお、改正入管法上の申請・届出の方法や代理・申請取次ぎの範囲については、現行の運用を踏まえて、今後、検討していくこととなります。</p>
22	6月に実施した「電子届出システムの利用意向に関するアンケート」の結果を開示していただきたい。	<p>今回のパブリックコメントは、在留カード・特別永住者証明書の仕様について意見を募集するものです。</p> <p>なお、6月に実施したアンケートの結果も踏まえ、電子届出システムについて、今後、検討していくこととなります。</p>
23	本年3月に改定された「出入国管理業務の業務・システムの最適化計画」によると、平	<p>今回のパブリックコメントは、在留カード・特別永住者証明書の仕様について意見を募</p>

	<p>成25年までにネットによる出頭日時予約システムを検討するとあるが、できるだけ実施時期を早めるよう要請する。</p>	<p>集するものです。 頂いた御意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
24	<p>在留カードに記載されない事項でも、本人が出頭して届け出る必要があるのか。在留カードは、即日”受理”交付となるとの理解でよいか。</p>	<p>今回のパブリックコメントは、在留カード・特別永住者証明書の仕様について意見を募集するものです。 なお、所属機関（勤務先や留学先）の変更、配偶者との離婚や死別が生じたときの届出（入管法第19条の16）に関し、その方法や代理の範囲については、今後、検討していくこととなります。また、在留カードに記載されない事項について変更があった場合、そのことのみでは、在留カードが新たに交付されることはありません。</p>

法務省と市区町村との情報連携等に関する主要論点(イメージ図)【再掲】

※ 本件については、第8回実務研究会資料2も併せて参照

今後、実務研究会
で検討予定

A市(出張所等)

住民行政課(窓口)

【論点2】
(下記参照)

(※)
住基端末



法務省



市町村連携
用サーバ

総合行政ネットワーク
(LGWAN)

A市(本庁舎)

(※)

住民行政課(窓口)



情報連携
端末

連携

住基DB
サーバ

(※)
住基端末

前回及び今回の
実務研究会で検討

今後、実務研究会
で検討予定

A市(出張所等)

住民行政課(窓口)

【論点1】

情報連携端末と住基DB
サーバの連携の在り方

【論点2】 窓口(支所・出張所含む)の運用
住居地情報をIC部に記録することの是非
ICカードR/W及び操作用端末の設置の是非



(※)
住基端末

(※) A市の既存住基システム¹

【基本的考え方】

- 1 法務省と市区町村との情報連携については、市区町村の実情に応じて、回線を接続するのか、媒体によるデータ交換を行うのかなど、市区町村の判断によることが想定される（「外国人住民に係る住民登録業務のあり方に関する調査研究」（最終報告）（平成22年1月）96頁を参照）。
- 2 市区町村における住民記録の正確性の確保等の観点から、いずれの連携方法による場合であっても、1日1回又はそれ以上（注）の頻度での情報連携が想定される。
（注）1日1回の処理が現実的であるとする市区町村の意見もある。

市区町村の実情に応じ、別紙3パターンのいずれかを市区町村側で判断することとしてはどうか。

【論点1】

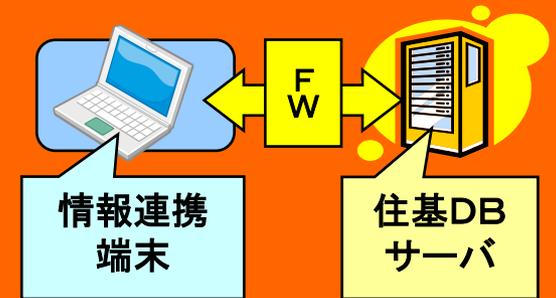
法務省の情報連携端末と住民票DBサーバとの連携の在り方【再掲】②

【パターン1】 情報連携端末と住民票DBサーバを回線で接続

市区町村において、両者間の回線接続及び住民票DBサーバ側の改修を行うこととする場合には、法務省は原則として両者間の回線接続を認めることとする。

法務省は、上記の場合を想定し、情報連携端末に係る通知データのデータ形式、データの保存場所(フォルダ)、通知データの交換方法といった仕様や、それらに関するセキュリティ・ルールを予め策定し、市区町村側に公開する。

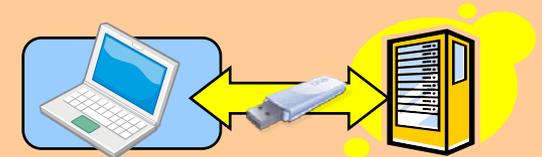
回線接続



【パターン2】 媒体によるデータ交換

市区町村において、USBメモリ等の媒体によるデータ交換が行われることを想定し、法務省は、情報連携端末に係る通知データのデータ形式、データの保存場所(フォルダ)、通知データの交換方法といった仕様や、それらに関するセキュリティ・ルールを予め策定し、市区町村側に公開する。

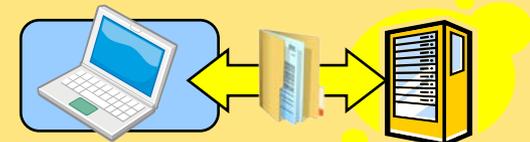
USBメモリ等



【パターン3】 外国人住民が僅少の市区町村

外国人住民が僅少の市区町村においては、紙媒体による情報連携が現実的であることも想定される。

プリントアウト・手入力



法務省資料

市町村連携仕様

連携インターフェース仕様

(平成22年8月31日時点 (β版))

※ 本資料は、出入国管理業務の業務・システム最適化に係る在留カード等発行システムの設計・開発・テスト等の受託事業者であるパナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社から法務省に納入されたものである。

仕様書のβ版であるため、現在引き続き調整を行っている事項が含まれていること、また、本資料に記載されている事項については今後変更が生じる可能性があることに留意が必要である。

市町村連携仕様
連携インターフェース仕様

第 1. 0 2 版

平成 2 2 年 8 月 3 1 日

パナソニック システムソリューションズ ジャパン株式会社

目次

1.	はじめに	1
2.	連携方式	2
2.1.	システム構成	2
2.1.1.	システム構成図	2
2.1.2.	システム構成の説明	5
2.2.	プロトコル	6
2.2.1.	データ連携内容	6
2.2.2.	使用プロトコル	6
2.3.	連携シーケンス概要	7
2.3.1.	法務省通知：HTTPS(HTTP) ダウンロードのシーケンス.....	7
2.3.2.	市町村通知：HTTPS(HTTP) アップロードのシーケンス.....	7
3.	市町村側の構成	8
3.1.	情報連携端末の準備	8
3.2.	市町村における情報連携端末との接続	8
4.	連携業務と連携項目	8
4.1.	法務省通知の連携項目	8
表 4.1.1	法務省通知の連携項目	9
4.2.	市町村通知の連携項目	9
表 4.2.1	市町村通知の連携項目	10
5.	連携タイミング	10
5.1.	法務省通知タイミング	10
5.2.	市町村通知タイミング	11
6.	文字コードの扱い	11

1. はじめに

本仕様書は、「出入国管理業務の業務・システム最適化に係る在留カード等発行システムの設計・開発等」における法務省と市町村とのデータ連携（通知）に関する仕様を記載するものである。

法務省と市町村との連携（通知）には、改正住基法第30条の50による通知（以下、「法務省通知」という。）と改正入管法第61条の8の2等による通知（以下、「市町村通知」という。）の連携（通知）がある。

法務省通知は、在留外国人の氏名、生年月日、性別、国籍等の変更届出又は在留資格の変更や在留期間の更新等の情報を、法務省から市町村へ連携（通知）し、市町村では外国人住民の住民票に反映するものである。

市町村通知は、住居地情報等又は、外国人住民の住民票の記載、削除もしくは記載の修正情報を市町村から法務省へ連携（通知）し、法務省では通知対象や通知先を把握するものである。

本連携により届出義務の軽減を図り、情報の正確性の確保を実現するものとする。

また、本仕様書（連携インターフェース仕様）の記載については、連携するにあたり必要となる主な項目（連携方式、連携項目等）を記載するものとし、「連携インターフェース仕様（納品版）」には、2010年10月末に改版するものとする。

2. 連携方式

2.1. システム構成

2.1.1. システム構成図

以下に市町村連携 I / F 部分のシステム構成図を示す。

①LGWAN が市町村の情報系庁内 LAN と接続している場合

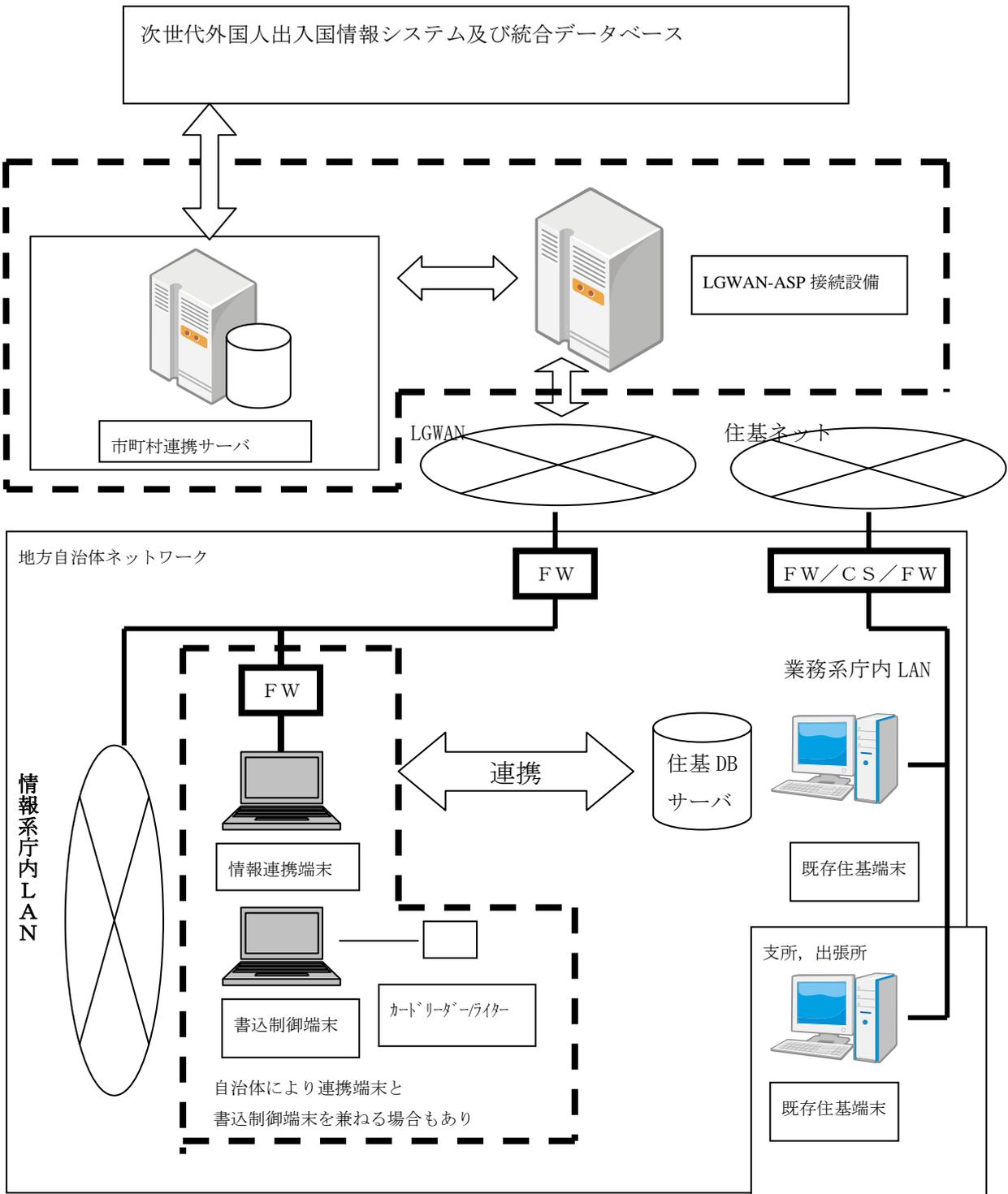


図 2.1.1 市町村連携 I / F 部 システム構成図①
LGWAN が市町村の情報系庁内 LAN と接続している場合

②LGWAN が市町村の業務系庁内 LAN と接続している場合

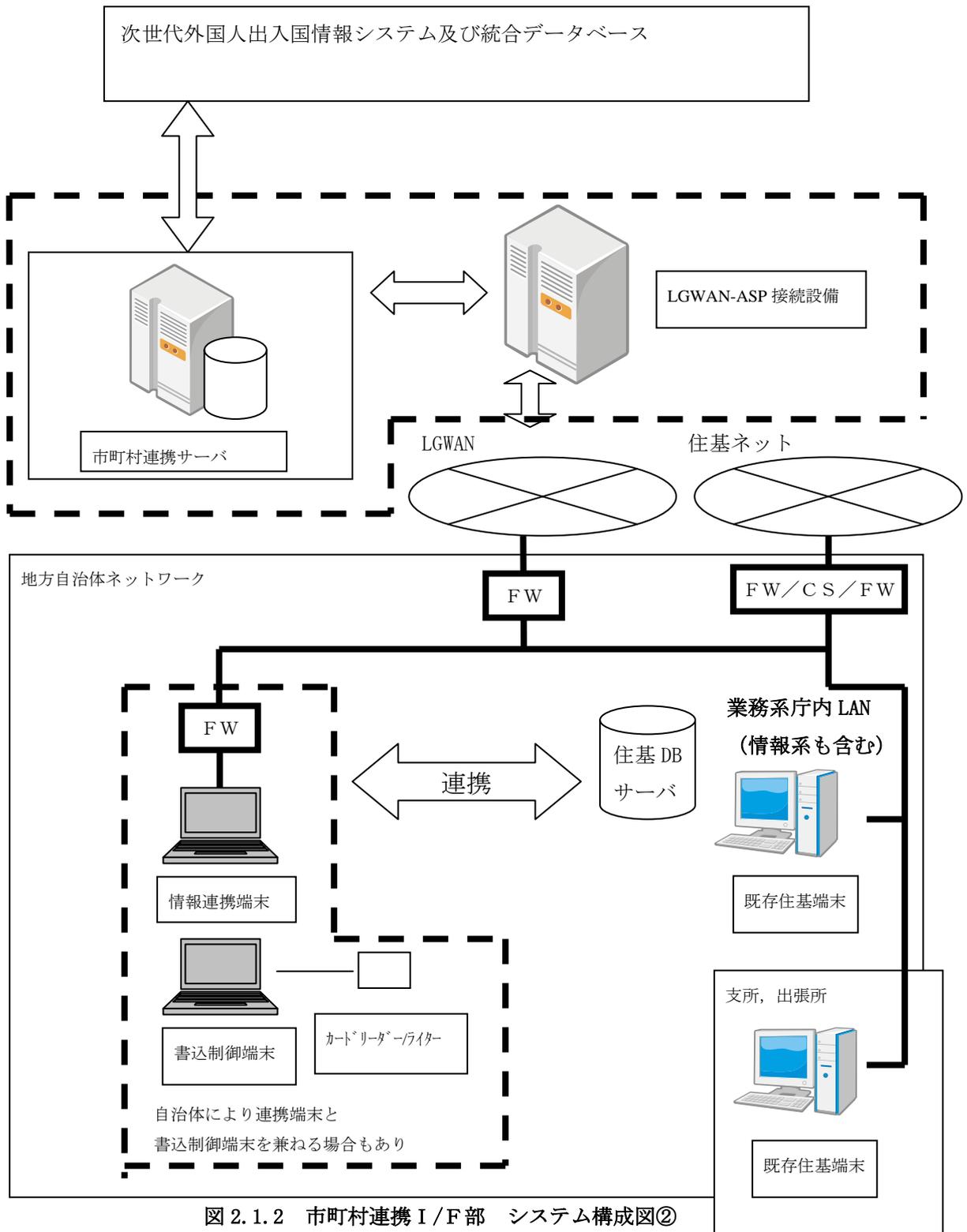


図 2.1.2 市町村連携 I/F 部 システム構成図②
LGWAN が市町村の業務系庁内 LAN と接続している場合

③LGWAN が市町村の庁内 LAN と接続していない場合

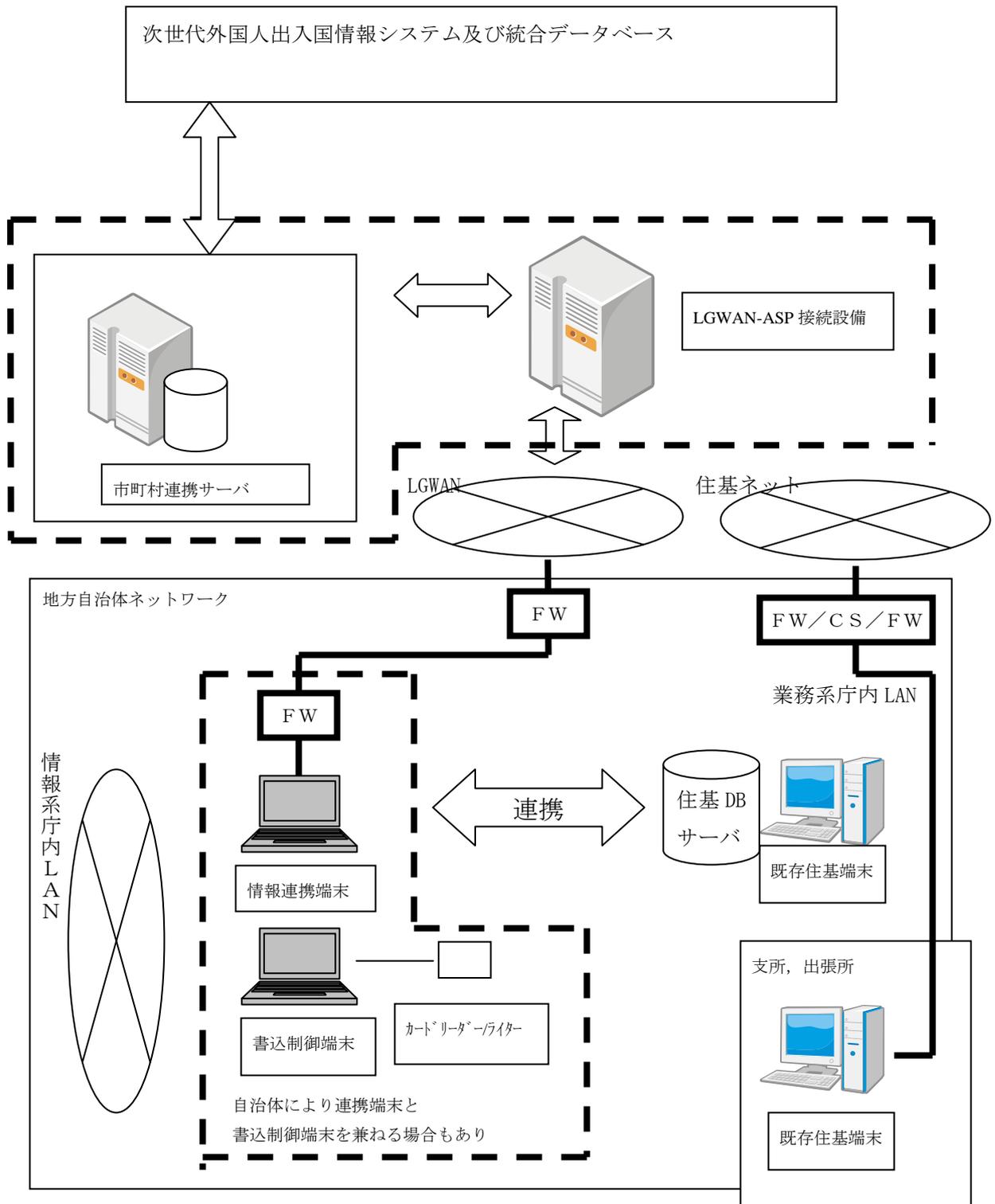


図 2.1.3 市町村連携 I/F 部 システム構成図③
LGWAN が市町村の庁内 LAN と接続していない場合

2.1.2. システム構成の説明

以下にシステム構成図の各装置について記述する。

- ・市町村連携 I / F 部

在留カード等発行システムにおける市町村連携部分の構成

 で囲んだ部分が市町村連携部分のシステム構成

- ・市町村連携サーバ

在留カード等発行システムと各市町村とのデータ連携を行うためのサーバ

- ・L G W A N

総合行政ネットワーク

- ・L G W A N - A S P 接続設備

総合行政ネットワークにおける A S P 提供用設備

L G W A N - A S P 接続設備には、無停電電源装置 (U P S)、ファイアウォール (F W)、L G W A N 接続用ルータで構成される。

- ・情報連携端末

在留カード等発行システムと連携するために各市町村に提供される情報連携端末

- ・書込制御端末

各市町村での在留カード等の住居地情報の変更の際し、在留カード等の I C チップの書込を行う端末

- ・カードリーダーライター

上記書込制御端末から制御される在留カード等のリーダーライター

- ・既存住基端末

市町村の既存住民基本台帳システムにアクセスする端末

2.2. プロトコル

2.2.1. データ連携内容

市町村連携 I / F では以下のネットワーク，データ連携を行う。

- ① 法務省，市町村間のドメイン名によるネットワーク接続
- ② 時刻補正
- ③ 在留カード等発行システムに関するデータ連携
- ④ 在留カード等発行システム関連でのメール機能

③の市町村連携で発生するデータ連携について以下に記述する。

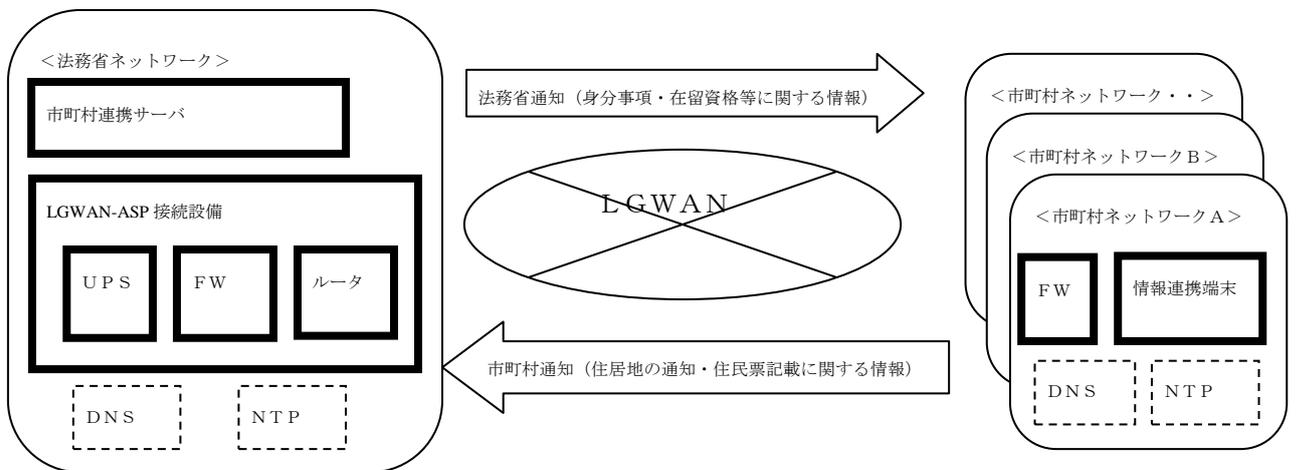


図 2.2.1 市町村連携 I / F 部 データ連携の流れ

データ連携についてはHTTPS又はHTTPプロトコル等を使用して連携を行う。

2.2.2. 使用プロトコル

データ連携内容を実現するために，以下の通信プロトコルを使用する。

- ・DNS
情報連携端末から市町村連携サーバアクセスの際のドメイン名の解決に使用する。
- ・NTP
市町村連携サーバ及び情報連携端末の時刻同期に使用する。
- ・HTTPS (HTTP)
法務省通知時のデータダウンロード及び市町村通知時のデータアップロードに使用する。
また，アプリケーションバージョンアップ時の情報連携端末へのファイルダウンロードに使用する。
- ・SMTP
在留カード等発行システム内でのメールのやり取りのために使用する。

2.3. 連携シーケンス概要

2.3.1. 法務省通知：HTTPS (HTTP) ダウンロードのシーケンス

法務省通知の連携シーケンス概要を記述する。

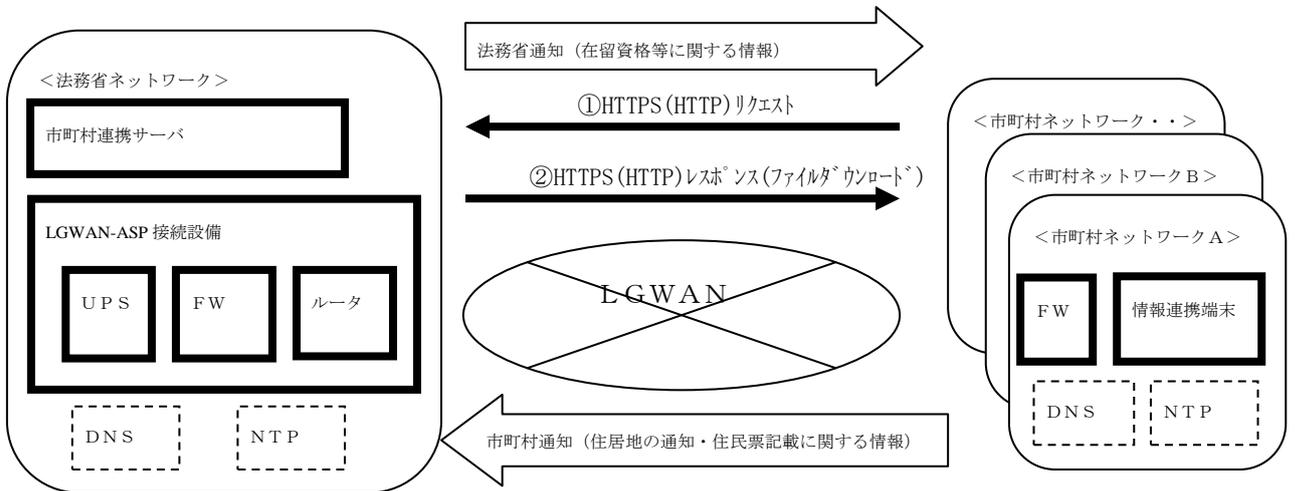


図 2.3.1 法務省通知：HTTPS (HTTP) ダウンロードのシーケンス概要

【連携シーケンス】

- ①情報連携端末アプリからのアクセス HTTPS (HTTP) リクエスト 【図 2.3.1 の①】
- ②ファイルデータをダウンロード 【図 2.3.1 の②】

2.3.2. 市町村通知：HTTPS (HTTP) アップロードのシーケンス

市町村通知の連携シーケンス概要を記述する。

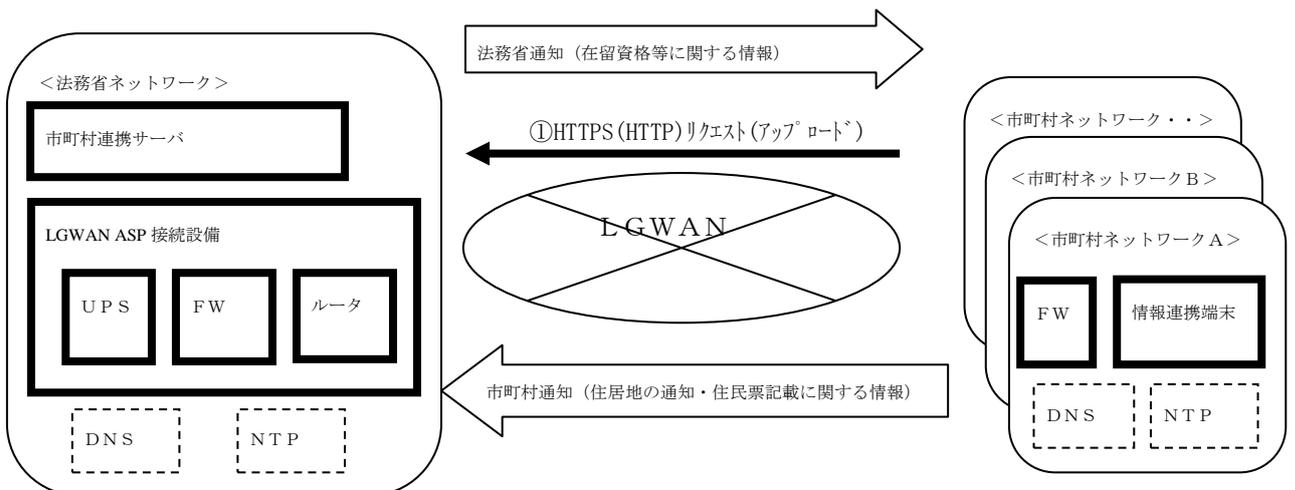


図 2.3.2 市町村通知：HTTPS (HTTP) アップロードのシーケンス概要

【連携シーケンス】

- ①情報連携端末アプリからのHTTPS (HTTP) POSTによりデータを更新 【図 2.3.2 の①】

3. 市町村側の構成

3.1. 情報連携端末の準備

市町村に設置する情報連携端末及び情報連携端末のセキュリティを確保するためのファイウォールは法務省より配布するものとする。

ただし、LGWAN との接続も考慮した、情報連携端末の設置場所は、市町村側に検討して頂くものとする。

なお、書込制御端末及びカードリーダーライターについては、法務省において取り扱いを検討中である。

3.2. 市町村における情報連携端末との接続

情報連携端末は、LGWAN と接続することで法務省と市町村の連携を実現することになるが、LGWAN との接続については、以下の接続が可能なものとする。

- ・LGWAN と接続するネットワーク機器の空きポートに接続できるものとする。
- ・市町村側で既設の LGWAN 接続端末で設定している時刻同期 (NTP)、ドメイン名の解決 (DNS) 設定を情報連携端末にも設定するものとする。

4. 連携業務と連携項目

4.1. 法務省通知の連携項目

No	項目名	属性	説明
1	氏名	文字	本名のみ記載する。氏名は、原則としてアルファベット表記となるが、漢字圏の外国人住民については、漢字氏名表記されていれば、当該漢字氏名もあわせて記載される。漢字表記のみとなる外国人のデータも存在することに留意する。 (氏名分類コード含む)
2	出生の年月日	数字	西暦
3	男女の別	数字	1:男 2:女 (男女コード含む)
4	住居地/住所	文字	(LASDEC コード含む)
5	国籍等	文字	(国籍等コード含む)
6	在留資格	文字	(在留資格期間コード含む)
7	在留期間等	文字	(在留資格期間コード含む)
8	在留期間の満了の日	数字	西暦。
9	最終出国年月日	数字	西暦。
10	中長期在留者である旨 等	文字	「中長期在留者」、「特別永住者」、

			「一時庇護許可者」,「仮滞在許可者」, 「出生による経過滞在者」,「国籍喪失による 経過滞在者」等 (中長期在留者である旨 等のコード含む)
11	在留カード等の番号	英数字	在留カードの番号又は特別永住者証明書の番 号等を設定する。 (在留カード区分コード含む)
12	事由発生年月日	数字	西暦
13	異動事由	文字	(異動事由コード含む)
14	備考 (異動事実)	文字	「記載」,「消除」,「修正」 (異動事実コード含む)

表 4.1.1 法務省通知の連携項目

※連携項目のパターンについては、【別紙】連携パターン別連携項目（法務省通知）に記載するものとする。

4.2. 市町村通知の連携項目

No	項目名	属性	説明
1	届出年月日	数字	西暦
2	処理年月日	数字	西暦
3	氏名	文字	本名のみ記載する。氏名は、原則としてアル ファベット表記となるが、漢字圏の外国人住 民については、漢字氏名表記されていれば、 当該漢字氏名もあわせて記載される。漢字表 記のみとなる外国人のデータも存在するこ とに留意する。 (氏名分類コード含む)
4	出生の年月日	数字	西暦
5	男女の別	数字	1:男 2:女 (男女コード含む)
6	住居地/住所	文字	(LASDEC コード含む)
7	異動前の住居地/住所	文字	(LASDEC コード含む)
8	国籍等	文字	(国籍等コード含む)
9	在留カード等の番号	英数字	在留カードの番号又は特別永住者証明書の番 号等を設定する。 (在留カード区分コード含む)
10	特別永住者証明書の交付年月日	数字	西暦
11	事由発生年月日	数字	西暦
12	異動事由	文字	「転入」,「転出」,「転居」,「職権記載」等

			(異動事由コード含む)
13	異動事実	文字	「記載」、「削除」、「修正」 (異動事実コード含む)

表 4.2.1 市町村通知の連携項目

※連携項目のパターンについては、【別紙】連携パターン別連携項目（市町村通知）に記載するものとする。

5. 連携タイミング

5.1. 法務省通知タイミング

基本的には、1日1回、市町村側の業務終了後、翌日業務開始までに、1日分の法務省通知をまとめて自動で通知するものとする。

ただし、法務省通知の情報を情報連携端末の所定フォルダから取得する運用は、市町村側で実施するものとする。

また、法務省通知については市町村側の情報連携端末の稼動状況等も考慮し、市町村側からの手動取得も可能な手段を今後考慮するものとする。

(自動通知)

①業務終了時に自動で実行

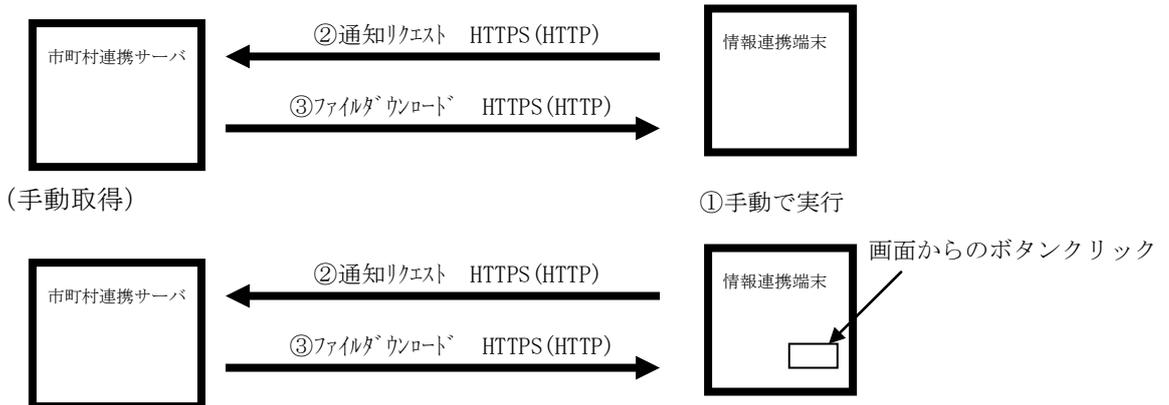


図 5.1.1 法務省通知のタイミング

5.2. 市町村通知タイミング

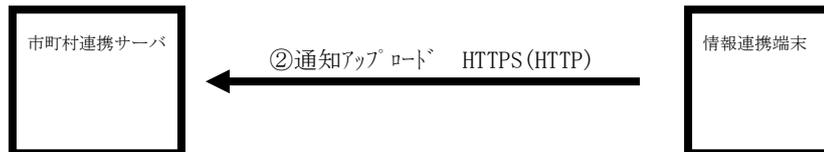
基本的には、1日1回、市町村側の業務終了後に、前回法務省へ通知した情報からの差分情報をまとめて自動で通知するものとする。

ただし、市町村通知の情報を情報連携端末の所定フォルダへ格納する運用は、市町村側で実施するものとする。

また、業務終了時にシステムメンテナンス、トラブル等で、自動通知できなかった場合を考慮し、手動による通知も可能な手段を今後検討するものとする。

(自動通知)

①業務終了時に自動で実行



(手動通知)

①手動で実行



図 5.2.1 市町村通知のタイミング

6. 文字コードの扱い

法務省側のシステム（次世代外国人出入国情報システム及び統合データベース）では、ユニコードによる情報管理が予定されているところである。

法務省通知時の文字コードは、ユニコードから住基統一文字コード（一部外字）に変換して連携するものとする。

なお、法務省通知情報を市町村側の既存住民基本台帳システムに取り込むために必要となる変換は市町村側で実施するものとする。

市町村通知時の文字コードは、住基統一文字コード（一部外字）とし、在留カード等発行システム側で、住基統一文字コード（一部外字）からユニコードに変換して取り込みを行うものとする。

また、市町村連携サーバ及び情報連携端末での住基統一文字コード（一部外字）の変換場所は、今後詳細を検討し、「連携インターフェース仕様（納品版）」にて明記するものとする。

【別紙】連携パターン別連携項目（法務省通知）

【別紙】連携パターン別連携項目（法務省通知）

在留カード等項目 No.	法務省通知が必要な場合	1. 住民票の記載事項に変更又は誤りがある事を知った場合																		
	法務省通知が必要な場合が 1の時、在留資格・地位 2の時、対象者	中長期在留者										特別永住者								
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	
		事由	氏名の変更・訂正	生年月日の訂正	性別の変更・訂正	国籍等の変更・訂正	在留カードの有効期間更新	在留カードの再交付	在留資格の変更許可（中長→中長）	在留期間の更新許可（中長→中長）	永住許可（中長→永住）	在留特別許可（中長→中長）	特別永住許可（中長→特永）	氏名の変更・訂正	生年月日の訂正	性別の変更・訂正	国籍等の変更・訂正	特別永住者証明書の有効期間更新	特別永住者証明書の再交付	在留特別許可（特永→中長）
		項目／条項	入管法 第19条の10①	入管法 第19条の10①	入管法 第19条の10①	入管法 第19条の10①	入管法 第19条の11	入管法 第19条の12、13	入管法 第20条③	入管法 第21条③	入管法 第22条③	入管法 第50条①	入管特例法 第5条②	入管特例法 第11条	入管特例法 第11条	入管特例法 第11条	入管特例法 第11条	入管特例法 第12条	入管特例法 第13条、14条	入管法 第50条①
外国人住民の住民票に反映 在留カード・特別永住者証明書の扱い	修正 登録・発行	修正 登録・発行	修正 登録・発行	修正 登録・発行	修正 登録・発行	修正 登録・発行	修正 登録・発行	修正 登録・発行	修正 登録・発行	修正 登録・発行	修正 登録・発行	修正 登録・発行	修正 登録・発行	修正 登録・発行	修正 登録・発行	修正 登録・発行	修正 登録・発行	修正 登録・発行	修正 登録・発行	
1	異動事実	●修正	●修正	●修正	●修正	●修正	●修正	●修正	●修正	●修正	●修正	●修正	●修正	●修正	●修正	●修正	●修正	●修正	●修正	
2	異動事由	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
3	届出年月日（届出に基づく異動の場合）																			
4	処理年月日（職権処理に基づく異動の場合）																			
5	事由発生年月日	新在留カード交付年月日	新在留カード交付年月日	新在留カード交付年月日	新在留カード交付年月日	新在留カード交付年月日	新在留カード交付年月日	在留資格変更許可年月日	在留期間更新許可年月日	永住許可年月日	在留特別許可年月日	特別永住許可年月日	(調整中)	(調整中)	(調整中)	(調整中)	(調整中)	(調整中)	在留特別許可年月日	
●6	氏名	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
●7	出生の年月日	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
●8	男女の別	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
9	(世帯主である場合)世帯主である事 (世帯主でない場合)世帯主の氏名及び世帯主との続柄																			
10	戸籍の表示等																			
11	住民となった年月日																			
●12	住居地／住所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
13	(転居した場合はその住所を定めた年月日)																			
14	転入届出の年月日																			
15	(従前の住居地／住所)																			
16	選挙人名簿登録の旨																			
17	国民健康保険の資格に関する事項																			
18	後期高齢者医療の資格に関する事項																			
19	介護保険の資格に関する事項																			
20	国民年金の資格に関する事項																			
21	児童手当の受給資格に関する事項																			
22	米穀の配給に関する事項																			
23	住民票コード																			
24	その他政令で定める事項																			
●25	国籍等	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
26	外国人住民となった年月日																			
●27	在留資格							●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
●28	在留期間等							●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
●29	在留期間等の満了の日							●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
30	前回の在留期間の満了の日																			
●31	最終出国年月日																			
●32	許可の種類																			
●33	許可の年月日																			
34	中長期在留者である旨 等											○ ※1							○ ※2	
●35	在留カード等の番号	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
●36	在留カード等の交付年月日																			
●37	在留カード等の有効期間の末日																			
●38	就労制限の有無																			
●39	(資格外活動許可を受けているとき)資格外活動許可を受けている旨																			
40	備考（通称名）																			

●：記載又は修正の対象項目（新旧両方の情報を送付）
○：記載又は修正の対象項目ではないが、連携が必要な項目

※1 特別永住者である旨
※2 中長期在留者である旨
※3 一時庇護許可者、仮滞在許可者、経過滞在者については、在留カード番号等がないため、通知には含まれない。
※4 中長期在留者、一時庇護許可者、仮滞在許可者又は経過滞在者である旨 等

【別紙】連携パターン別連携項目（法務省通知）

在留カード等項目 No.	法務省通知が必要な場合	1. 住民票の記載事項に変更又は誤りがある事を知った場合																
	法務省通知が必要な場合が 1の時、在留資格・地位 2の時、対象者	一時庇護許可者						仮滞在許可者						出生又は日本国籍 喪失による経過滞 在者				
		S	T	U	V	W	X	Y	Z	AA	AB	AC	AD	AE	AF	AG	AH	
		事由	氏名の変更・訂正	生年月日の変更・訂正	性別の変更・訂正	国籍等の変更・訂正	在留資格の取得許可（一時庇護→中長）	在留特別許可（一時庇護→中長）	上陸期間の変更	氏名の変更・訂正	生年月日の変更・訂正	性別の変更・訂正	国籍等の変更・訂正	難民認定に伴う在留資格の取得許可（仮滞在→中長）	難民認定に従う特別在留許可（仮滞在→中長）	仮滞在期間の更新許可	在留資格の取得許可（経過→中長）	特別永住許可（経過→特永）
		項目/条項					入管法 第22条の3	入管法 第50条①	入管法 第18条の2①					入管法 第61条の2の2①	入管法 第61条の2の2②	入管法 第61条の2の4④	入管法 第22条の2③	入管特別法 第4条②
外国人住民の住民票に反映 在留カード・特別永住者証明書カードの扱い	修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正		
1	異動事実	●修正	●修正	●修正	●修正	●修正	●修正	●修正	●修正	●修正	●修正	●修正	●修正	●修正	●修正	●修正		
2	異動事由	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
3	届出年月日（届出に基づく異動の場合）																	
4	処理年月日（職権処理に基づく異動の場合）																	
5	事由発生年月日	届出年月日	届出年月日	届出年月日	届出年月日	在留資格取得許可年月日	在留特別許可年月日	上陸期間変更許可年月日	届出年月日	届出年月日	届出年月日	届出年月日	在留資格取得許可年月日	在留特別許可年月日	仮滞在期間変更許可年月日	在留資格取得許可年月日	(調整中)	
●6	氏名	●	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○		
●7	出生の年月日	○	●	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○		
●8	男女の別	○	○	●	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○		
9	(世帯主である場合) 世帯主である事 (世帯主でない場合) 世帯主の氏名及び世帯主との続柄																	
10	戸籍の表示等																	
11	住民となった年月日																	
●12	住居地/住所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
13	(転居した場合はその住所を定めた年月日)																	
14	転入届出の年月日																	
15	(従前の住居地/住所)																	
16	選挙人名簿登録の旨																	
17	国民健康保険の資格に関する事項																	
18	後期高齢者医療の資格に関する事項																	
19	介護保険の資格に関する事項																	
20	国民年金の資格に関する事項																	
21	児童手当の受給資格に関する事項																	
22	米穀の配給に関する事項																	
23	住民票コード																	
24	その他政令で定める事項																	
●25	国籍等	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○		
26	外国人住民となった年月日																	
●27	在留資格					●	●						●	●		●		
●28	在留期間等					●	●	●					●	●	●	●		
●29	在留期間等の満了の日					●	●						●	●		●		
30	前回の在留期間の満了の日																	
31	最終出国年月日																	
●32	許可の種類																	
●33	許可の年月日																	
34	中長期在留者である旨 等					○ ※2	○ ※2						○ ※2	○ ※2		○ ※2	○ ※1	
●35	在留カード等の番号					●	●						●	●		●	●	
●36	在留カード等の交付年月日																	
●37	在留カード等の有効期間の末日																	
●38	就労制限の有無																	
●39	(資格外活動許可を受けているとき) 資格外活動許可を受けている旨																	
40	備考(通称名)																	

●：記載又は修正の対象項目（新旧両方の情報を送付）
○：記載又は修正の対象項目ではないが、連携が必要な項目

【別紙】連携パターン別連携項目（法務省通知）

法務省通知が必要な場合		2. 中長期在留者である旨等、住基法第30条の4に掲げる区分に変更又は誤りがあることを知った場合																			
在留カード等項目 No.	法務省通知が必要な場合が 1の時、在留資格・地位 2の時、対象者	中長期在留者 特別永住者 一時庇護許可者 仮滞在許可者 経過滞者在者	中長期在留者 特別永住者 一時庇護許可者 仮滞在許可者 経過滞者在者	中長期在留者 特別永住者 一時庇護許可者 経過滞者在者	中長期在留者 特別永住者	中長期在留者 特別永住者	中長期在留者 特別永住者	中長期在留者 特別永住者	中長期在留者 特別永住者	中長期在留者 特別永住者	中長期在留者 特別永住者	中長期在留者 特別永住者	中長期在留者 特別永住者	一時庇護許可者 経過滞者在者	一時庇護許可者 経過滞者在者	仮滞在許可者 経過滞者在者	仮滞在許可者 経過滞者在者	経過滞者在者	経過滞者在者		
	事由	AI	AJ	AK	AL	AM	AN	AO	AP	AQ	AR	AS	AT	AU	AV	AW	AX	AY	AZ	BA	
	項目/条項	入管法 第25条	入管法 第26条の2	入管法 第26条②	入管法 第61条の2 の12	入管法 第61条の2 の12⑥	入管法 第47条⑤ 第48条⑨ 第49条⑥	入管法 第22条の 4①	入管法 第24条 第4号口	入管法 第20条③	入管法 第21条③	入管法 第50条①	入管法 第24条 第6号	入管法 第22条の 3	入管法 第61条の 2の4	入管法 第61条の 2の2①	入管法 第61条の 2の2②	入管法 第24条 第7号	入管法 第22条の 2③、④	入管法	入管法
	外国人住民の住民票に反映 在留カード・特別永住者証明書カードの扱い	削除 削除・回収	削除 削除・回収	記載 修正・書換え	削除 削除・回収	記載 修正・書換え	削除 削除・回収	削除 削除・回収	削除 削除・回収	登録・発行 削除・回収	削除 削除・回収	削除 削除・回収	削除 削除・回収	削除 削除・回収	削除 削除・回収	削除 削除・回収	削除 削除・回収	削除 削除・回収	削除 削除・回収	削除 削除・回収	削除 削除・回収
1	異動事実	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
2	異動事由	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
3	届出年月日（届出に基づく異動の場合）																				
4	処理年月日（職権処理に基づく異動の場合）																				
5	事由発生年月日	出国年月日 (調整中)	(調整中)	(調整中)	(調整中)	(調整中)	退去強制 令書発付 年月日	在留資格 取消年月日	在留期間満了 日の翌日 ・在留期間満了 日の翌日 ・不許可年月日 又は在留期間満 了日から2月の翌 日	在留期間更 新又は 在留資格変更 許可年月日	在留資格 変更許可 年月日	在留期間 更新許可 年月日	在留特別 許可年月日	上陸期間 満了日の 翌日	在留資格 取得許可 年月日	仮滞在期 間満了日 の翌日	在留資格 取得許可 年月日	在留特別 許可年月日	法定期間 満了日の 翌日	在留資格 取得許可 年月日	
6	氏名	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
7	出生の年月日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
8	男女の別	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
9	(世帯主である場合) 世帯主である事 (世帯主でない場合) 世帯主の氏名及び世帯主との続柄																				
10	戸籍の表示等																				
11	住民となった年月日																				
12	住居地/住所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
13	(転居した場合はその住所を定めた年月日)																				
14	転入届出の年月日																				
15	(従前の住居地/住所)																				
16	選挙人名簿登録の旨																				
17	国民健康保険の資格に関する事項																				
18	後期高齢者医療の資格に関する事項																				
19	介護保険の資格に関する事項																				
20	国民年金の資格に関する事項																				
21	児童手当の受給資格に関する事項																				
22	米穀の配給に関する事項																				
23	住民票コード																				
24	その他政令で定める事項																				
25	国籍等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
26	外国人住民となった年月日																				
27	在留資格									●											
28	在留期間等									●											
29	在留期間等の満了の日									●											
30	前回の在留期間の満了の日																				
31	最終出国年月日		(調整中)		(調整中)																
32	許可の種類																				
33	許可の年月日																				
34	中長期在留者である旨 等									※4	※4	※4		※4	※4	※4	※4		※4		
35	在留カード等の番号	○ ※3	○ ※3	● ※3	○	●	○ ※3	○	○	●	○	○	○ ※3							○ ※4	
36	在留カード等の交付年月日																				
37	在留カード等の有効期間の末日																				
38	就労制限の有無																				
39	(資格外活動許可を受けているとき) 資格外活動許可を受けている旨																				
40	備考(通称名)																				

●：記載又は修正の対象項目（新旧両方の情報を送付）
○：記載又は修正の対象項目ではないが、連携が必要な項目

【別紙】連携パターン別連携項目（法務省通知）

在留カード等項目 No.	法務省通知が必要な場合	改正法附則に定める経過処置による通知事由 (法第30条の50)					
	法務省通知が必要な場合が 1の時、在留資格・地位 2の時、対象者	中長期在留者			特別永住者		
		BB	BC	BD	BE	BF	BG
	事由	予定中長期在留者への在留カードの切替交付	みなし外登証有効期間内の在留カードへの切替交付	みなし外登証不所持者への在留カード交付	特別永住者への特別永住者証明書	みなし外登証有効期間内の特別永住者証明書への切替交付	みなし外登証不所持者への特別永住者証明書交付
	項目／条項	入管法附則第13条⑥	入管法附則第15条④	入管法附則第16条③	入管特別法附則第27条⑤	入管特別法附則第28条④	入管特別法附則第29条③
外国人住民の住民票に反映 在留カード・特別永住者証明書の扱い		修正 登録・発行	修正 登録・発行	修正 登録・発行	修正 登録・発行	修正 登録・発行	
1	異動事実	●修正	●修正	●修正	●修正	●修正	
2	異動事由	●	●	●	●	●	
3	届出年月日（届出に基づく異動の場合）						
4	処理年月日（職権処理に基づく異動の場合）						
5	事由発生年月日	新在留カード交付年月日	新在留カード交付年月日	新在留カード交付年月日	(調整中)	(調整中)	
●6	氏名	○	○	○	○	○	
●7	出生の年月日	○	○	○	○	○	
●8	男女の別	○	○	○	○	○	
9	(世帯主である場合)世帯主である事 (世帯主でない場合)世帯主の氏名及び世帯主との続柄						
10	戸籍の表示等						
11	住民となった年月日						
●12	住居地／住所	○	○	○	○	○	
13	(転居した場合はその住所を定めた年月日)						
14	転入届出の年月日						
15	(従前の住居地／住所)						
16	選挙人名簿登録の旨						
17	国民健康保険の資格に関する事項						
18	後期高齢者医療の資格に関する事項						
19	介護保険の資格に関する事項						
20	国民年金の資格に関する事項						
21	児童手当の受給資格に関する事項						
22	米穀の配給に関する事項						
23	住民票コード						
24	その他政令で定める事項						
●25	国籍等	○	○	○	○	○	
26	外国人住民となった年月日						
●27	在留資格						
●28	在留期間等						
●29	在留期間等の満了の日						
30	前回の在留期間の満了の日						
31	最終出国年月日						
●32	許可の種類						
●33	許可の年月日						
34	中長期在留者である旨 等						
●35	在留カード等の番号	●	●	●	●	●	
●36	在留カード等の交付年月日						
●37	在留カード等の有効期間の末日						
●38	就労制限の有無						
●39	(資格外活動許可を受けているとき)資格外活動許可を受けている旨						
40	備考(通称名)						

- ：記載又は修正の対象項目（新旧両方の情報を送付）
- ：記載又は修正の対象項目ではないが、連携が必要な項目

【別紙】連携パターン別連携項目（市町村通知）

別紙】連携パターン別連携項目（市町村通知）

在留カード等項目 No.	制度・法律	届出に基づく住民票の記載等 住基法上の届出															
	在留資格・地位	中長期在留者									特別永住許可者						
	届出等	A		B		C		D		E	F		G		H		I
		転入届 (住民票がない状態での新規入国又は再入国に伴う転入)		転入届 (別市町村からの転入)		新たに中長期在留者となった場合の届出 (住基対象外一中長)		転居届		転出届	転入届 (住民票がない状態での海外からの転入)		転入届 (別市町村からの転入)		転居届		転出届
	項目/条項	住基法 第30条の46	入管法 第19条の7 第19条の8 第19条の9	住基法 第22条	入管法 第19条の9	住基法 第30条の47	入管法 第19条の8	住基法 第23条	入管法 第19条の9	第24条	住基法 第30条の46	入管特例法 第10条	住基法 第22条	入管特例法 第10条	住基法 第23条	入管特例法 第10条	住基法 第24条
外国人住民の住民票に反映	記載		記載		記載		修正		消除	記載		記載		修正		消除	
在留カード・特別永住者証明書カードの扱い	修正・書換え		修正・書換え		修正・書換え		修正・書換え		—	修正・書換え		修正・書換え		修正・書換え		—	
1	異動事実	●記載		●記載		●記載		●修正		●消除	●記載		●記載		●修正		●消除
2	異動事由	●		●		●		●		●	●		●		●		●
3	届出年月日（届出に基づく異動の場合）	●		●		●		●		●	●		●		●		●
4	処理年月日（職権処理に基づく異動の場合）	●		●		●		●		●	●		●		●		●
5	事由発生年月日 (転入年月日、転居年月日、転出予定年月日、死亡年月日、失踪届出年月日、国籍取得年月日、帰化年月日、国籍喪失年月日)	転入年月日		転入年月日		転入年月日		転居年月日		転出予定年月日	転入年月日		転入年月日		転居年月日		転出予定年月日
● 6	氏名	○		○		○		○		○	○		○		○		○
● 7	出生の年月日	○		○		○		○		○	○		○		○		○
● 8	男女の別	○		○		○		○		○	○		○		○		○
9	(世帯主である場合) 世帯主である事 (世帯主でない場合) 世帯主の氏名及び世帯主との続柄																
10	戸籍の表示等(※2)																
11	住民となった年月日(※2)																
● 12	住居地/住所	●		●		●		●		●	●		●		●		●
13	(転居した場合はその住所を定めた年月日)																
14	転入届出の年月日																
15	(異動前の住居地/住所)			●				●					●		●		
16	選挙人名簿登録の旨(※2)																
17	国民健康保険の資格に関する事項																
18	後期高齢者医療の資格に関する事項																
19	介護保険の資格に関する事項																
20	国民年金の資格に関する事項																
21	児童手当の受給資格に関する事項																
22	米穀の配給に関する事項																
23	住民票コード																
24	その他政令で定める事項																
● 25	国籍等	○		○		○		○		○	○		○		○		○
● 26	外国人住民となった年月日																
● 27	在留資格																
● 28	在留期間																
● 29	在留期間の満了の日																
● 30	許可の種類																
● 31	許可の年月日																
● 32	在留カード等の番号(※2)	○		○		○		○		○	○		○		○		○
● 33	在留カードの交付年月日																
● 34	特別永住者証明書の交付年月日																
● 35	在留カードの有効期間の末日																
● 36	就労制限の有無																
● 37	(資格外活動許可を受けているとき) 資格外活動許可を受けている旨																
38	備考(通称名)																

- ：記載又は修正に関する事項であって、連携すべき項目
- ：記載又は修正の対象項目ではないが、連携が必要と思われる項目

※1 帰化許可申請書を提出し法務大臣の許可を得た後

※2 中長期在留者：在留カード番号又は同カードとみなされる外国人登録番号
 特別永住者：特別永住者証明書番号又は同カードとみなされる外国人登録番号
 一時庇護許可者：一時庇護許可書の番号の連携はない
 仮滞在許可者：仮滞在許可書の番号の連携はない

別紙】連携パターン別連携項目（市町村通知）

在留カード等項目 No.	制度・法律	届出に基づく住民票の記載等 住基法上の届出												
	在留資格・地位	一時庇護許可者					仮滞在許可者					経過滞在者		
	届出等	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V
	項目／条項	住基法 第30条 の46	住基法 第22条	住基法 第30条 の47	住基法 第23条	住基法 第24条	住基法 第30条 の46	住基法 第22条	住基法 第30条 の47	住基法 第23条	住基法 第24条	住基法 第22条	住基法 第23条	住基法 第24条
	外国人住民の住民票に反映	記載	記載	記載	修正	消除	記載	記載	記載	修正	消除	記載	修正	消除
1	異動事実	●記載	●記載	●記載	●修正	●消除	●記載	●記載	●記載	●修正	●消除	●記載	●修正	●消除
2	異動事由	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
3	届出年月日（届出に基づく異動の場合）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
4	処理年月日（職権処理に基づく異動の場合）													
5	事由発生年月日 （転入年月日、転居年月日、転出予定年月日、死亡年月日、失踪届出年月日、国籍取得年月日、帰化年月日、国籍喪失年月日）					転出予定 年月日					転出予定 年月日			転出予定 年月日
● 6	氏名	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
● 7	出生の年月日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
● 8	男女の別	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	（世帯主である場合）世帯主である事 （世帯主でない場合）世帯主の氏名及び世帯主との続柄													
10	戸籍の表示等（※2）													
11	住民となった年月日（※2）													
● 12	住居地／住所	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
13	（転居した場合はその住所を定めた年月日）													
14	転入届出の年月日													
15	（異動前の住居地／住所）		●		●			●		●		●	●	
16	選挙人名簿登録の旨（※2）													
17	国民健康保険の資格に関する事項													
18	後期高齢者医療の資格に関する事項													
19	介護保険の資格に関する事項													
20	国民年金の資格に関する事項													
21	児童手当の受給資格に関する事項													
22	米穀の配給に関する事項													
23	住民票コード													
24	その他政令で定める事項													
● 25	国籍等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
● 26	外国人住民となった年月日													
● 27	在留資格													
● 28	在留期間													
● 29	在留期間の満了の日													
● 30	許可の種類													
● 31	許可の年月日													
● 32	在留カード等の番号（※2）													
● 33	在留カードの交付年月日													
● 34	特別永住者証明書の交付年月日													
● 35	在留カードの有効期間の末日													
● 36	就労制限の有無													
● 37	（資格外活動許可を受けているとき）資格外活動許可を受けている旨													
38	備考（通称名）													

- ：記載又は修正に関する事項であって、連携すべき項目
- ：記載又は修正の対象項目ではないが、連携が必要と思われる項目

別紙】連携パターン別連携項目（市町村通知）

在留カード等項目 No.	制度・法律	市町村長の職権による住民票の記載等									
	在留資格・地位	住基法施行令上の職権記載等									
		W	X	Y	Z	AA	AB	AC	AD	AE	
		届出等									特別永住者証明書の交付
項目／条項	住基法 令第12条①	住基法 令第12条②1号	住基法 令第12条②6号(ハを除く)	住基法 令第12条②6号(ハを除く)	住基法 令第12条②7号	住基法 令第12条③	住基法 令第12条③	住基法 令第12条③	住基法 令第12条③	入管特例法 (整理中)	
外国人住民の住民票に反映	記載・修正・ 削除	記載・修正・ 削除	記載・修正 削除	削除	修正	記載	修正	削除	削除	(整理中)	
在留カード・特別永住者証明書カードの扱い	修正・書換え・ 失効・回収	修正・書換え・ 失効・回収	修正・書換え	失効・回収	修正・書換え	修正・書換え	修正・書換え	失効・回収	失効・回収	交付	
1	異動事実	●記載・修正・ 削除	●記載・修正・ 削除	●記載・修正	●削除	●修正	●記載	●住民票回復・ 記載	●修正	●削除	(整理中)
2	異動事由	●	●	●	●	●	●	●	●	●	(整理中)
3	届出年月日（届出に基づく異動の場合）										(整理中)
4	処理年月日（職権処理に基づく異動の場合）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	(整理中)
5	事由発生年月日 （転入年月日、転居年月日、転出予定年月日、死亡年月日、失効届出年月日、 国籍取得年月日、帰化年月日、国籍喪失年月日）	A~W参照	a~f参照								(整理中)
6	氏名										
7	出生の年月日										
8	男女の別										
9	（世帯主である場合）世帯主である事 （世帯主でない場合）世帯主の氏名及び世帯主との続柄										
10	戸籍の表示等（※2）										
11	住民となった年月日（※2）										
12	住居地／住所										
13	（転居した場合はその住所を定めた年月日）										
14	転入届出の年月日										
15	（異動前の住居地／住所）										
16	選挙人名簿登録の旨（※2）										
17	国民健康保険の資格に関する事項										
18	後期高齢者医療の資格に関する事項										
19	介護保険の資格に関する事項										
20	国民年金の資格に関する事項										
21	児童手当の受給資格に関する事項										
22	米穀の配給に関する事項										
23	住民票コード										
24	その他政令で定める事項										
25	国籍等										
26	外国人住民となった年月日										
27	在留資格										
28	在留期間										
29	在留期間の満了の日										
30	許可の種類										
31	許可の年月日										
32	在留カード等の番号（※2）										
33	在留カードの交付年月日										
34	特別永住者証明書の交付年月日										
35	在留カードの有効期間の末日										
36	就労制限の有無 （資格外活動許可を受けているとき）資格外活動許可を受けている旨										
37											
38	備考（通称名）										

- ：記載又は修正に関する事項であって、連携すべき項目
- ：記載又は修正の対象項目ではないが、連携が必要と思われる項目

別紙】連携パターン別連携項目（市町村通知）

在留カード等項目	制度・法律	戸籍に関する届出等（追加・修正があり得る）						
	在留資格・地位							
	No.	届出等	a	b	c	d	e	f
			出生届 (その後の住民票作成)	死亡届	失踪届	国籍取得届	帰化届 (※1)	国籍喪失届 (外国籍を取得し、日本籍を放棄する場合)
			住基法	住基法	住基法	住基法	住基法	住基法
項目ノ条項		令第12条②1号	令第12条②1号	令第12条②1号	令第12条②1号	令第12条②1号	令第12条②1号	
外国人住民の住民票に反映		記載	消除	消除	修正	修正	修正	
在留カード・特別永住者証明書カードの扱い		登録・発行	失効・回収	失効・回収	失効・回収	失効・回収	登録・発行 (対象者のみ)	
1	異動事実	●記載	●消除	●消除	●修正	●修正	●修正	
2	異動事由	●	●	●	●	●	●	
3	届出年月日（届出に基づく異動の場合）							
4	処理年月日（職権処理に基づく異動の場合）	●					●	
5	事由発生年月日 (転入年月日、転居年月日、転出予定年月日、死亡年月日、失踪届出年月日、国籍取得年月日、帰化年月日、国籍喪失年月日)		死亡年月日	失踪届出年月日	国籍取得年月日	帰化年月日	国籍喪失年月日	
●6	氏名	●	○	○	○	○	●	
●7	出生の年月日	●	○	○	○	○	○	
●8	男女の別	●	○	○	○	○	○	
9	(世帯主である場合) 世帯主である事 (世帯主でない場合) 世帯主の氏名及び世帯主との続柄							
10	戸籍の表示等(※2)							
11	住民となった年月日(※2)							
●12	住居地ノ住所	●	○	○	○	○	○	
13	(転居した場合はその住所を定めた年月日)							
14	転入届出の年月日							
15	(異動前の住居地ノ住所)							
16	選挙人名簿登録の旨(※2)							
17	国民健康保険の資格に関する事項							
18	後期高齢者医療の資格に関する事項							
19	介護保険の資格に関する事項							
20	国民年金の資格に関する事項							
21	児童手当の受給資格に関する事項							
22	米穀の配給に関する事項							
23	住民票コード							
24	その他政令で定める事項							
●25	国籍等	●	○	○	●	●	●	
●26	外国人住民となった年月日							
●27	在留資格							
●28	在留期間							
●29	在留期間の満了の日							
●30	許可の種類							
●31	許可の年月日							
●32	在留カード等の番号(※2)		○	○	●	●		
●33	在留カードの交付年月日							
●34	特別永住者証明書の交付年月日							
●35	在留カードの有効期間の末日							
●36	就労制限の有無							
●37	(資格外活動許可を受けているとき) 資格外活動許可を受けている旨							
38	備考(通称名)							

- ：記載又は修正に関する事項であって、連携すべき項目
- ：記載又は修正の対象項目ではないが、連携が必要と思われる項目